

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
1	職員等人員管理事務	総務課	必要最小限の職員で最大限の行政サービスを提供できるよう、職員の退職、採用試験に、給与に関する事務を行い、適正な職員定数の管理を行い、あわせて職員の資質向上を図る。	町民に対する行政サービスの確保を図るため優秀な人材確保と適正な人員による業務執行体制を維持し、職員に対する住民満足度を向上させる。	目標程度	正職員数は目標を達成している。また、職員採用ガイドブックは予算を削減したものの、申し込みがR2年度は20人に対し、R3年度は19人とどまった。職員研修はコロナ感染防止のため中止が相次いだ。	常任委員会において、部長の兼職解消、働き方改革、ICT、DX、デジタル化を図る改善意見がある。	正職員の採用については、教養から面接重視への流れがあるが、景気の影響もあり新卒者の応募が増えていることにも対応していく。また、職員が主体的に取り組む研修を模索中。	このまま継続	職員採用ガイドブックをWEB版やプリンタ出力にしておくを継続。コロナの感染状況を見ながら、必要な研修を実施していく。	社会情勢の変化に応じた採用方法・研修を検討していく。
2	総務係事務	総務課	給与などの予算見積もり及び支払いの実施、職員を対象に健康診断の実施。益子町研修協議会への補助	給与などの予算化及び支払いを公正に行い職員が職務に専念できるようにする。また、職員一人ひとりが心身共に健康を保つことによって住民へのサービス向上に繋がる。	目標程度	例月業務として、給与、賞与、旅費等の支給を実施。健診については職員を対象に2回実施するほか、日程の合わない者を対象に健診機関へ直接出向いて受診をさせた。再検査不要の職員数は目標上回ったが、メンタル不調での休職者が複数存在。また、判定C以上の職員や復帰予定者については産業医による健康相談を受けるよう指導した。	職員の給与などについては、透明性、公平性確保のため、誤解のないわかりやすい公表が求められている。コロナ対策で職員研修協議会事業は見送った。	健診の結果を踏まえ、再検査が必要な職員について、再検査を行ったかどうかは把握していない。職員の健康維持のため再検査の実施状況を確認することが必要である。また、メンタルチェックの結果、高ストレスと判定された職員への対応について、産業医からのカウンセリングだけでは不十分との指摘がある。	このまま継続	健診の内容については継続して実施するが、成果指標として受診率の向上を目標とし、職員の健康維持に努めていく。メンタルチェックの結果、高ストレスと判定された職員への対応について、対応を検討していく。	健診の受診率向上のため職員への積極的な周知を継続して行う。
3	庁舎管理事務	総務課	施設の維持管理業務に関する契約の締結及び庁舎の補修・修繕等を行う。	庁舎を常に良好な状態に保ち、町民が快適に庁舎を利用できるようにする。	目標程度	庁舎が昭和52年築であり間もなく40年を経過するため、設備や建具、駐車場路面など多くに不具合が発生しており、一時的な補修で対応するものも出て来ている。令和3年度においては、照明のLED化、各種修繕を行った。	現在使用不能に至っていないが、庁舎空調など、来庁者に迷惑をかけている部分もある。	計画的な補修、設備交換など計画的なメンテナンスを行うに至っていない	このまま継続	定期的な庁舎内を巡回し、修繕箇所の早期発見、修繕に努める。	長寿命化計画に基づき庁舎空調、電源等の改修について施工方法を検討し準備を進める。
4	選挙管理・啓発・執行事務	総務課	町民（選挙人）の参政権の行使について、公平公正な立場で執行する。選挙啓発では常時としてHPの利用や年1回「芳賀の白ばら」を発行、選挙時としてHPに加え「広報ましこ」「お知らせ版」に選挙時啓発の記事を掲載する。	町民（選挙人）の選挙に対する投票率・関心度を向上させ、公平公正な明るい選挙の実現を図る。	目標未達成	定例の選挙管理委員会の業務、選挙啓発がスター募集・展示及び芳賀の白ばらの共同発行を行った。投票率(衆議院選)については、当日投票時間を短縮したものの、数回にわたる広報、防災無線による周知により目標値を上回った。芳賀の白ばらについては、回覧としている。若年層向けの投票立会人を募集した。	投票可能時間を短縮したが、トラブルはなかった。	投票率の向上は、選挙人である町民の投票行動次第であり、学校教育における政治教育が十分に行われていない現状から、今後若年層の投票率が飛躍的に伸びることは考えにくいところであるが、若年層への積極的な働きかけを引き続き行わなければならない。	このまま継続	成果指標の目標は前回参議院選の投票率50.47%を上回る51%とした。若年層への啓発活動を積極的に行う。事務の合理化を図り、選挙経費の縮減に努める。	選挙経費の縮減と投票率の向上をバランスよく実現できる手段について、先進事例を研究する。
5	自治会振興事業【新未来】	総務課	広報等行政文書の配布を依頼し、報酬を支給する(年1回)。自治活動推進事業補助金(運営補助金)、地域整備推進事業補助金を交付する。年3回自治会長会議を開催する。	地域リーダー(自治会長)の育成や自治会加入率の向上、自治会組織の活性化を図り、地域と行政の連絡を円滑に行えるようにするとともに、地域におけるまちづくりを推進する。	目標程度	自治会加入率の低下が課題。コロナの影響で自治会長会議が2回中止、7件の地域整備事業が中止となった。	自治会への加入促進や脱会者を減らすことにつながるような取り組みの実施	自治会加入のメリット(加入しないことのデメリット)を未加入世帯に示すことが困難	このまま継続	自治会加入率を上げるため、周知を行う。	自治会の意義等を周知して自治会加入率の低下を防ぐ。
6	広報広聴事業	総務課	「広報ましこ」を月1回発行し自治会長を通じて配布するほか、「お知らせ版」は月2回発行し、新聞折込で配布。また、ホームページにより各課のお知らせやイベント情報などの更新を行う。町民からの意見箱等での要望等に対する回答を担当課へ依頼する。栃木県主催の「県民フォーラム」「県政懇談会」「県民バス」等の開催に協力する。(広報ましこ・お知らせ版などの発行等事業、広聴事業、ホームページ運営事業を統合)	町民がまちづくりに参加できるように、町政や町民生活に関わる情報を町民に広報する。住民の町政への参加意識を高めるために、町政に対する意見・要望を収集するとともに、質問に対する回答を担当課に依頼し、町政に対する理解を深めてもらう。	目標程度	広報ましこ・広報ましこお知らせ版の発行。町ホームページの記事転載。広報ましこ発行部数6,650部、広報ましこお知らせ版発行部数6,050部。また、ホームページに、町政に関する情報や観光案内などを掲載した。更新は、各課で行っている。今年度は、ホームページのデザインリニューアルの準備を行った。職員や町民からご意見をもらいリニューアルの参考にした。町内4カ所に設置してある意見箱、全世界に年1回配布する意見用紙などの各種広聴事業などにより、広く町民の意見・要望を把握した。	町民からの意見として、ホームページについては、見やすさ検査しやすさなどに重点を置いてほしい。議会からは、ホームページについて、安全性を確保できるようにしてほしい。	広報などを多くの人に読んでもらうための工夫に努め効果があったと思われる。コロナ関連の広報も適当な時期に実施することができたと思う。	改善して継続	令和4年4月からホームページは、リニューアルページを公開する。さらに見たいと思われるようなホームページづくりに努める。操作方法については、職員が円滑に使えるように支援していく。令和4年度にホームページのセキュリティ対策についての予算を計上したので、セキュリティ強化に努めていく。また、広報ましこなどについても、さらに見てもらえる紙面作りに努めていく。	各課広報委員との編集会議等で、紙面及びホームページづくりを研究していく。また、広く町民の意見・要望を把握し、まちづくりに繋げていきたい。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
7	文書事務	総務課	<p>益子町文書取扱規程及び益子町公印規程に基づき、文書及び公印を管理する。各課で起草した条例や規則等の制定や改正に当たり審査を行う。</p> <p>議会の議決を経る議案の整理及び議案書の作成を行う。</p> <p>毎日送付される文書を課別に分けて配布する。また、発送する郵便物を取りまとめ、仕分けて郵便局へ持ち込む。</p> <p>町民に配布する平年文書や内部の会議資料等の印刷を行う。</p> <p>町民等から情報公開等の請求があったときは、条例等に基づき情報の提供を行う。市町村の境界及び字界の変更等のときには、立ち合いをし、適切な土地利用の誘導を行う。(文書・公印管理事務、条例・規則等の審査事業、提出議案等の整理事業、文書の收受及び発送業務、印刷業務、情報公開に関する事務、市町村の境界及び字界の変更事務を統合)</p>	<p>取り扱うすべての文書及び各種公印を適切に管理する。</p> <p>条例等の審査・整理をし、ホームページなどで検索できるようにする。</p> <p>議案を作成し議会に上程することで議会が円滑に行われるようにする。</p> <p>送付された文書を遅滞なく各課に配布し、各課から発送する文書を取りまとめて発送する。各課から印刷依頼されたものを正確かつ迅速に仕上げ、コスト削減にも繋げる。</p> <p>情報公開をおこない、町と町民との情報の共有を図り、開かれた行政の実現を目指す。</p> <p>市町村の境界及び字界の適切な土地の管理を行う。</p>	目標程度	<p>文書番号は、総務課に備えてある文書件名簿により付し、秘書広報係長が確認することになっている。令和3年度は、総務課が他課に先行してサイボウズ上で件名簿を取得する試行を行い、特に問題はなかったと思う。</p> <p>公印を使用する時は、秘書広報係長が審査をする。</p> <p>例規の審査については、担当課で精査した後、秘書広報係で審査する二重チェックを行っている。</p> <p>町議会定例会及び臨時会の議案を整理し、議案書を作成。毎日届く多くの文書を担当課へ配布する。発送文書は、市内特別部便利用等のため、総務課でまとめて発送している。</p> <p>各課からの依頼により印刷・製本等を行っている。</p> <p>町民等から情報公開請求があったときには、関係課に繋げ、公開の可否を15日以内に通知してもらい、情報公開可能なものは公開する。</p>	<p>議会定例会において、情報公開に関し、より広く公開してほしい発言があった。</p>	<p>各課において文書番号を取得することができなかった。</p> <p>条例は法律に違反しない限り町民の権利を制限したり義務を課したりできるものであるから、内容や表現について慎重に審査する。また、例規執務サポートシステム「スーパー例規ベース」の使用方法は、研修会やマニュアルをサイボウズ上で入手することができるので以前よりも職員に浸透していると思う。</p> <p>正確な文書の收受及び発送をするために、各課の職務の内容を正確に把握する必要がある。</p> <p>情報公開請求があっても、保存年限等の関係で情報開示できないものもある。</p>	改善して継続	<p>条例の制定に関し、準則等が県や国から示されているもの以外の相談業務を新規契約の予算計上した。また、各課の職員が更に「スーパー例規ベース」の理解が深まるように、今後も研修等を実施していく。</p> <p>各課及び議会事務局と連絡調整を密にし、議会が円滑に開会できるようにする。</p> <p>文書の收受、発送が効率よく行えるように、改善していく。今後、全庁的にサイボウズ上で件名簿を取得できるようにしていく。</p> <p>情報開示請求があったときには、担当課に至急駆けつけに対応できるようにする。</p> <p>宇都宮地方法務局の予防司法支援制度については、令和3年度に各課に紹介利用が始まったが、全庁的に制度を周知し、町村会の法律相談とともに利用できるようにしていきたい。</p>	引き続き効率的で正確な文書事務ができるように工夫・研究する。
8	秘書・交流事業	総務課	<p>町長の日程を調整、管理し、それを庁内LANに掲示し、職員への情報共有を図る。町長の日程に基づき、町長車を運行する。</p> <p>友好都市への訪問及び訪問受け入れをする。新年を迎える会等の準備及び開催をする。(秘書用務・交際に関する事務、国際交流事業、儀式的開催事業を統合)</p>	<p>町長の公務がスムーズに行えるようにする。</p> <p>国際友好都市 イギリスのセントアイヴス町、アメリカのダブリン市との交流を深める。町の式典等を円滑に執行行う。</p>	目標程度	<p>町長日程の管理、町長交際費の管理、町長車の運転業務を実施。</p> <p>国際交流については、新型コロナウイルスの影響により交流は実施できなかった。</p> <p>新年を迎える会につきましては、新型コロナウイルスの影響により、祝宴を無きし会場を町民会館に変更し、(株)かましん若井勲相談役を講師に迎え、スーパーマーケット経営に関する講演会を実施した。</p>	<p>町長が出席できず代理出席の場合は、出席依頼通知の写しを代理出席者に配布してほしい。</p>	<p>今後もコロナが続くようならば、新年を迎える会の開催方法を状況に応じて変更していく必要がある。</p>	改善して継続	<p>秘書業務については、組織内部のほか、外部機関とも協力体制を確立する。</p> <p>国際交流については、新型コロナウイルスの状況に応じて、セント・アイヴスやダブリンとどのような交流ができるか考えていく。</p> <p>町の式典等については、反省点を改善し、より円滑に実施できるようにしていく。</p>	秘書業務については、前年度の実績を参考に継続していく。 <p>国際交流については、新型コロナウイルスの状況に応じて、セント・アイヴスやダブリンとどのような交流ができるか考えていく。</p> <p>町の式典等については、反省点を改善し、より円滑に実施できるようにしていく。</p>
9	消防団活動	総務課	<p>消防団の適正な定員管理・任免・報酬を支払うとともに、団員の被服装備品の管理を行う。各種会議・研修会を開催するとともに、常備消防、国、県、支部消防協会との連絡調整を図る。</p>	<p>消防団の組織機能を維持することにより、有事の際に住民の生命・財産を守る。</p>	目標未達成	<p>消防団定数219名だが、団員数は218名となっている。</p> <p>団員の活動中の作業効率向上のため、消防用銀長靴を購入した。</p> <p>コロナ禍のため、大きな事業は実施できないものが多かった。</p>	<p>自治会等と協力し、各地域の消防団員を確保する必要がある。</p>	<p>職業の多様化、厳しい経済状況等により消防団への参加ができない人が多くなってきている。</p>	このまま継続	<p>継続的に災害・点検等に必要な消防団員の確保に向けて、年間を通して消防団への参加を呼び掛ける。</p>	<p>地域の安全を確保するため、有事の際に対応できるよう、時代に対応した消防団の組織を構築していく。</p>
10	消防防災施設整備事業	総務課	<p>消防力の整備指針に基づき、消防ポンプ自動車、消防団拠点施設、消防水利施設の適正な配備を行うとともに必要な維持管理を行う。</p>	<p>有事の際に町民の生命財産を守るように必要な施設を整備する。</p>	目標程度	<p>ポンプ車にバックモニターの設置を行った。</p>	<p>防火水槽の漏水への対応が求められている。</p>	<p>漏水している防火水槽は近くに水利がないところが多く補水に複数の部の協力が必要となる。また、40年以上前のものであるため、設計図がなく、補修工事の設計に時間を要する。</p>	改善して継続	<p>防災行政無線(同報系)の蓄電池交換を実施する。また、40年以上前のものであるため、設計図がなく、補修工事の設計に時間を要する。</p> <p>漏水している防火水槽の修繕を行う。</p>	<p>消防水利の更なる充実を図る。</p>
11	防災活動	総務課	<p>地域防災計画、国民保護計画、業務継続計画の作成・管理、防災メール、自主防災組織への補助、防災訓練費用等</p>	<p>災害に係る予防、応急、復旧対策に関し、町・防災関係機関が処理すべき事務や業務の大綱をまとめ、災害対策を計画的に推進することにより、町民の生命・身体・財産を守る。</p>	目標程度	<p>新たに2つの自主防災組織が設置され、資機材購入補助を行った。</p> <p>消防団と自主防災組織の連携促進支援事業を行った(新町自治会)</p>	<p>防災無線の聞こえが悪いところへの対応。</p>	<p>浸水想定区域、土砂災害警戒区域になっている地区住民に防災意識を浸透させるかが課題である。</p> <p>防災無線の聞こえにくい住民へ災害情報の入手方法の周知が課題。</p>	このまま継続	<p>防災マップを改定する。</p> <p>地域防災コミュニケーションNWシステム、Yahoo!防災速報アプリの周知徹底及び防災メール登録の強化。</p>	<p>多様化する災害に備えるために、随時計画の見直しを行っている。</p>
12	交通安全推進事業【新未来】	総務課	<p>春秋の交通安全運動時の街頭広報活動、交通安全指導員による幼児・児童から高齢者に対する交通安全教室の開催等を行う。</p>	<p>交通安全に対する住民の意識向上を図ることにより、交通事故を抑制し、交通事故の減少を目指す。</p>	目標程度	<p>交通安全啓発の統一行動の実施が春の1回(秋は緊急事態宣言のため中止)となってしまったが、積極的な広報啓発を行い、町民の交通安全意識の高揚を図った。また、交通安全教室で交通事故防止に努めた結果、交通事故発生状況は低い水準を保っている。</p> <p>今年度もコロナ禍により、交通安全教室の回数が減少した。</p>	特になし	<p>交通事故発生状況は、低い水準を保っているが、事故件数0達成は困難である。</p>	このまま継続	<p>交通安全運動時の統一行動日や交通安全教室を中心に啓発活動を実施していく。</p>	<p>交通安全意識の向上は、長期的・持続的な活動が必要であることから継続的に実施していく。</p>
13	防犯活動事業【新未来】	総務課	<p>町が自治会からの要望により、防犯灯の設置工事を行う。その後の管理については自治会が行う。</p>	<p>防犯灯を設置することにより、安全に通行できる環境を整える。</p>	目標程度	<p>要望があった箇所についてすべて設置できた。</p>	<p>犯罪等を抑止するために防犯灯を設置していくことは、住民の安全安心のために必要である。</p>	<p>通学路等への設置箇所について、学校と連携を深める必要がある。</p>	このまま継続	<p>必要箇所について、各自治会、学校、警察等と相談しながら決定していく。</p> <p>省電力のために防犯灯のLED化を進める。</p>	<p>LED化を進めながら、防犯灯の設置を継続して実施していく。</p>

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
14	土地利用関連事業	企画課	土地利用対策委員会、幹事会を事務局として執り行い、会を開催し協議者に土地利用についての回答を行う。また、国土法に基づく土地関連の調査事務を行う。	協議者から申請された土地の適正利用を検討し、個別法令への手続きを円滑に行う。	目標以上	土地利用事前協議は、前年度に比し協議件数は増加した。弁当工場と飲食店以外は太陽光設備や土砂造成が多い状況であった。	土砂搬入後通報により事前協議未実施箇所が発見された。	建設残土を利用した土砂搬入埋立をする案件は、町の土砂条例が改正された他、大きな面積の場合県環境部門から指導が必要となり、調整のためすぐに事業開始が出来ない。3年度は事前の状態ではないため環境課と栃木県の対応案件となった。	このまま継続	現状どおり適切な指導を行っていくとともに、現地確認の際に改めて法律・制度の周知徹底を行っていく。 太陽光発電施設においては買取価格の低下から、今後は減少すると見られていたが、小規模の申請はまだ続いている状況である。大規模、小規模問わず形質変更が大きい場合は周辺への影響も大きいと予測されるため、関係機関と調整し、新設された益子町の里山風景と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例からの指導を仰ぐ。	形質変更の大きい案件には、より細やかな対応に努める。
15	情報管理事業	企画課	情報収集、管理及び総合行政ネットワーク(LGWAN)の業者委託、設置管理を行う。	情報化を推進することにより、役場内部の情報伝達の迅速かつ安定運営を図る。	目標程度	セキュリティ強化後の、各職員への運用の徹底を指導すると共に、職員の事務的負担を軽減するシステムの構築について、打合せ・設計を行った。 また、コロナウィルスの影響により昨年年度に比してwi-fiと専用PCを増設しweb会議をできる環境を増やした	特になし	平成29年6月からのセキュリティ強化に伴い、職員の業務に不便を強いているため、それを今後の運用でいかに解消するかが問題となっている。 また、コロナウィルスの影響により、ほとんどがweb会議となり、利用できる会議室を増設したものの各課で予約がぶつかった場合にその確保が難しい場面が出ている。	改善して継続	セキュリティ強化後、職員の事務的負担が増加していることを踏まえ、運用支援等を効率的に活用しながら、少しでも職員の負担軽減ができるよう協議していく必要がある。 また、コロナウィルスの影響によるweb会議をできる環境の増設を図ったが、他に利用できる場所の確保について検討していく必要がある。	web会議対応部屋を確保するには、3階の議会または外にサーバーハウスを設置するなどしないと庁舎内には利用出来る部屋がない。
16	行政評価事務事業	企画課	新まじこ未来計画(以下「新未来計画」)実施計画計上の事業及びその他の事業等について事務事業評価によるPDCAサイクルを実施し、計画の効果的な進捗を図る。	町民への説明責任及び行政事務の効率化を図り、住民サービスの向上を図る	目標程度	各事業における労働力の把握、重点事業の評価会の実施。行政評価システムについては、新まじこ未来計画(以下「新未来計画」)のPDCAサイクルの実施に伴い、実施計画の作成>当初予算の入力>評価まで行い、行政評価の効率化とともに職員の負担軽減を図ることを目的としている。	特になし	新未来計画の実行及び行政評価との連携と、既存の事務事業の見直しが必要。またデータが細かいため入力作業による、職員の労働の負担がある。	改善して継続	事業チェックにより、事業の適切な進捗を図る。 新未来計画事業と既存事務事業の整理を行う。 3~5月:内部評価、12月:当初予算入力、2月:次年度実施計画	これまでのスケジュール・実施内容を基本とし、問題あれば改善を図っていく。新未来計画のPDCA等の検証もあるため、そちらへの移行が可能か検討したい。
17	統計調査事業	企画課	各種統計調査実施に係る事前準備、調査員の推薦、調査員への説明・指導等を行う。	町政運営や民間企業など、幅広い国民生活の基礎資料となる各種統計データを収集・整理し、実態を明らかにする。	目標程度	調査実施にあたり「調査の重要性、調査協力へのお願い」を広報、防災無線等で周知し、調査対象者(事業所)への理解を得られるよう努めた。	統計調査結果を町のホームページに掲載しており、町内外から多くの利用がある。 また、職員の施策研究資料としても活用されている。	調査員の確保が困難な状態。新たな調査員の確保も必要だが、職員の協力も不可欠。	このまま継続	オンライン調査が主流になり、市町や調査員の事務軽減につながることから、回答率の向上に努める。 統計調査が確実に実施できるように継続して新規の登録調査員を確保できるよう、引き続きHP等で募集を行う。 事務効率化が図れるので職員の協力を呼びかける。また、町内の実情や地理を把握するきっかけとして、若手職員の間接的な参加を依頼する。	継続して調査員の確保に努め、適正に実施する
18	地域公共交通事業	企画課	地域公共交通会議の運営、デマンドタクシーの運行、県央地域公共交通利活用促進協議会への参加等	公共交通空白地域及び交通弱者の移動手段を確保する	目標程度	利用登録者数は目標達成。利用者数については前年度より回復したが、コロナ禍によるため前々年度を上回っていない。コロナ禍が収まるまでは1日あたり平均50人利用の目標値には戻らないと予測している。	昨年と同様の方と思われるが利用者1名から車内の消毒、マスク着用の徹底や乗客同士のおしゃべりの禁止要望。 町民から新日赤への乗り入れ、及び12時便の増発の意見があった。	令和2年度は右肩上がりの利用者増加がストップした年度であった。4年度もコロナにより利用者の増加は難しいと考えている。また、デマンドタクシーの芳賀日赤の乗り入れ乗り継ぎについては、相手自治体、タクシー団体および既存の真岡鐵道との関係や、利用者負担・事業所運営体制・関係団体の了承が課題となっている。利用者の9割以上が60歳以上で占められているため高齢者用の輸送機関の色合いが強くなっている。	改善して継続	車内の換気、消毒の徹底、乗車中のおしゃべりの禁止などコロナ対策の徹底。 既存の公共交通機関やまちづくりとの連携強化。 高齢人口増加に伴う、デマンドタクシーへの誘導に努める(免許返納者への優待チケット配布)。	対コロナ対策の徹底。デマンド交通の町外乗り入れや12時便の検討または、これに代わる輸送方法の検討。
19	真岡鐵道運営支援事業	企画課	真岡鐵道に負担金や補助金を支出する。株主総会等・各種会合への出席により運営支援を行う。	真岡鐵道株式会社が地域の公共交通機関として、安定して経営できるように財政支援することにより住民・観光客等が利用出来るようにする。	目標程度	3年度の鐵道関係会議出席数は、コロナによる中止が無く出席が出来た。しかし、コロナによる利用者減に伴う減収のため、2年度同様第三セクター鉄道支援事業費補助金を関係自治体で臨時に拠出し鐵道の維持に努めた。	特になし	少子化や車社会の発展により、鐵道利用者が減少する中、鐵道に対しての補助金・負担金は今後増加する傾向にある。長期的には代替交通輸送も視野に入れた広域市町との議論が必要と考える。	このまま継続	少子化や車社会の発展により、鐵道利用者が減少する中、鐵道に対しての補助金・負担金は増加傾向にある。これに加え2年度からのコロナ禍による利用者減少に拍車がかかり、3年度も臨時的補助支援に至った。今後もコロナによる影響が続くと予想されるため、真岡鐵道と関係自治体とともに鐵道維持について連携し検討していく。	鐵道利用者が減少する中、鐵道に対しての増加する補助金・負担金に対応していく。コロナ禍においての鐵道輸送は、ソーシャルディスタンスを考えると他の輸送手段と比べ輸送容量が大きいため一定のメリットがあると考えられる。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
20	財政事務事業	企画課	財政計画の策定、予算書、決算書等の作成。財政指標の分析や適切な予算執行のチェック。地方交付税に関する庁内の調整。ふるさと納税の推進。	新たな財源の確保や町の財政状況の把握、将来見通しを立てることにより、安定した財政運営を行い、町民サービスの向上を図る。	目標未達成	令和3年度の財政運営について、新型コロナワクチン接種やコロナ対策事業は国の支援のもと執行することができた。また、コロナ禍において未実施事業や縮小事業もあり、財政調整基金からの繰入を行わずに予算を調整することができた。ふるさと納税については、返礼品目は増えているものの5,000万円の寄附見込となっている。	議会からふるさと納税について、現状と今後の見通しについて質問があった。	健全な財政運営のため新たな財源の確保が必要となっている。新たな自主財源のひとつとして、ふるさと納税推進事業を推進している。しかし、制度自体全国的な広がりを見せず寄付者の選択肢が増えているため、寄付を増やすためには他にない魅力ある返礼品の充実、欲しくなる返礼品の開発が求められている。	改善して継続	財政計画（計画期間：平成28年度から令和7年度）に基づき財政運営を行っているが、保育料無償化事業や陶芸美術館空調設備改修事業等は本計画に計上されていないことから、毎年度当初予算要求前に計画の検証を行い、予算編成方針等に反映をさせ、健全な財政運営を行っていく。ふるさと納税推進事業における魅力ある返礼品目の追加。（地元事業者の新規返礼品の開拓や、道の駅での新商品開発）	財政計画の検証を行い、必要に応じて財政計画の見直しを行う。財政運営の基本方針に基づいた財政運営を行い、新たな財源の確保を図っていく。
21	起債事務事業	企画課	地方債の借入や既発行債の元利金償還を行う。	各年度における建設事業等の財源を確保することにより、町民サービス経費の確保を図る。	目標程度	令和3年度の町債については、起債借入額は臨時財政対策債の発行を抑制したことにより、計画額を下回ることとなった。起債残高についても同様に、計画額より起債を抑制したことにより減少した。	特になし	毎年度予算編成において、臨時財政対策債の借入に頼らざるを得ないのが現状である。	改善して継続	財政計画（計画期間：平成28年度から令和7年度）に基づき財政運営を行っているが、毎年度当初予算要求前に計画の検証を行い、本計画に計上されていない起債対象事業について適償性の有無を的確に判断し、健全な財政運営を行っていく。	後年度負担を常に意識した借入期間、据置期間、償還方法により適正な起債管理を進める。
22	公有財産の取得、管理、処分に関する事業	企画課	公有地の取得に至るまでの用地交渉・登記事務を行う。公有地として利用している民地の土地所有者に対し賃借料を支払う。公有財産の管理業務（一部シルバー人材センター等に委託）を行う。法定外公共物、遊休町有地の売却及び貸付を行う。	公有財産の有効活用を図る。また、町民との協働により、公有財産を管理する。	目標程度	町有地(宅地等)の売却が6件があった。	特になし	公共施設等管理計画を策定後、各施設毎に長寿命化を図っていくため、より具体的な方針を定め適正に公共施設のマネジメントを実施する必要がある。	このまま継続	各施設所管課ごとに中長期的な修繕計画を立て、全体的な公共施設の削減に向けた取組を行っている。公共施設の管理について、全庁的に進めるための組織づくりを進める。町有地の売却を引き続き行う。	財政負担の軽減に向けて、町有地の有効活用や公共施設の適正な管理を引き続き検討していく。
23	公有財産の登記及び確認、台帳整備に関する事業	企画課	公有地として取得した財産の登記を行う。必要に応じて隣接地と境界を確認し、公有財産の適正な把握を行う。財産台帳の記録整備を行う。	公有財産を正確に把握し、登記し、安全に保管するため	目標程度	財産台帳の削除訂正については、登記簿謄本・公園との照合や現地調査を行い適正に行っている。会計と連動する固定資産台帳システムを利用し、取得価格・耐用年数・減価償却費等を網羅したデータの管理を適正に行った	特になし	固定資産台帳システムが稼働しているが、支払いの際担当課から資産情報の登録の仕方に関しての問い合わせがあり円滑に事務が行われるよう指導が必要となる。また資産の登録から始まり、決算を経て作成される財務諸表を理解することにより財政コストに対する意識を高めることが今後の課題である。	このまま継続	現在固定資産台帳システムが稼働しており統一的な基準の財務書類の作成をしているが、検証を確実にし効率的な財政運営に役立てるよう分析を適正に行う。	固定資産台帳のシステムを適正に管理するとともに、データを有効活用し今後の公共施設のマネジメントを強化し財政の効率化を図る。
24	町有物件及び公の施設の災害共済に関する事業	企画課	町有物件・公の施設について、新規加入・解約・変更の手続きなどを行うほか、事故や災害が起きたときに早急に対応し共済金の請求事務を行う。	町有物件・公の施設について、加入・解約の手続きを適正に行い、事故や災害があったとき町が適正に補償を受けられるよう事務を行う。	目標程度	建物共済では落雷により破損した七井中防災盤他5件について請求した。自動車共済では、車両7件を請求した。	特になし	特になし	このまま継続	事故や災害が起きたときは、速やかに事務処理を行う。	継続して実施する。
25	入札、契約及び資格審査に関する事務事業	企画課	入札参加資格申請の登録から選考委員会の開催・公告・入札通知の発送等、入札に至るまでの事務と落札後の契約事務	適正・公平な入札を行い、効果的な契約がスムーズに締結できるようにする	目標程度	関係課と連絡を密にとり、事務を適切に行うことができた。また、令和3年度から入札参加資格審査の工事・業務については、県と共同で行ったことにより審査事務の効率化につながった。	特になし	特になし	改善して継続	公共工事の円滑な施工確保のため、国や県の対策を参考に実情に合った範囲で規則を改正していく。また、県と共同で入札参加資格審査受付を行うことにより、審査事務の効率化を図る。	近隣市町と連絡を密にとり、入札契約事務の効率化を図る。
26	新未来計画推進事業	企画課	新まちこ未来計画および第3期まちこ未来計画の進行管理及び外部検証委員会の開催	新未来計画・第3期未来計画の進行管理を適切に行い、総合的、計画的な行政運営を進め、成果指標・重要業績評価指標（KPI）の達成により、まちの将来像である「幸せな共同体・まちこ」の実現を図る。	目標程度	担当課による毎月の進捗管理、議会への報告も含めた四半期ごとの内部検証及び外部検証委員会（5分野、新未来計画の計画期間終了後の検証）を実施した。なお、第3期未来計画初年度のため、KPI等計画の改定は行わなかった。また、広報紙の紙面の減少もあり、広報紙への記事掲載の機会が限られた。	新未来計画の外部検証委員会や取組結果に関する町民アンケートにおいて、様々な意見が寄せられた。今後はこれらの意見を各課に共有し、令和4年前半に実施を予定している第3期まちこ未来計画の改訂に反映する必要がある。	令和3年度は新計画の初年度であったが、新計画の推進体制や検証・改善の体制づくりを進めていくことができなかったため、令和4年度当初から着手していく必要がある。また、前述のとおり、新未来計画の外部検証委員会や町民アンケートの意見を各課に共有し、第3期まちこ未来計画の改定につなげていく必要がある。	改善して継続	4～6月に成果指標・KPIを捕捉するための町民アンケート、前年度事業に対する担当課の内部検証及び外部検証を行う。なお、改善すべき点については、新まちこ未来計画の外部検証結果も合わせ、計画の改定を検討する。また、10～11月に当年度の上半期事業の内部検証等を行う。	R4年度に同じだが、より効果的かつ合理的な検証のあり方について検討していく。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
27	移住定住推進事業	企画課	移住・定住の推進に向け、住まいづくり奨励金の交付、情報発信、体験ツアー、空き家の活用等を行う。	本町での暮らしを望む方の移住・定住の希望を叶え、人口の社会動態を±0とする。	目標未達成	新たな住宅費補助制度として、R3.4月から「若者定住促進住まいづくり奨励金」、「若年子育て世帯家賃補助金」を開始した。 移住課と連携し、今年度も固定資産税納税通知書に空き家バンクのチラシを全件封入し、制度の周知を図った。 移住ガイドブック（H30.1発行）を、制度の新設や改正等に併い内容を一部加筆修正したうえで増刷し、移住希望者向けに配布した。	移住相談者から空き家バンク登録物件の充実について多くの要望が寄せられているが、空き家バンクの登録ができない事例も多くみられた。新たな手段としてオンラインで相談できる体制が整ったため、今後も移住検討者のニーズに合わせ対応していく。	「若年子育て世帯家賃補助金」については、自治会への加入を要件としているが、アパート等の賃貸住宅に居住する世帯の加入が認めていない自治会もあるため、自治会側との連携体制を構築していく必要がある。また、空き家バンクの登録物件の充実が課題である。昨年から続く新型コロナウイルスの影響により、他の地域から足を運んでもらうことが厳しい状況が続いたことは、移住者を受け入れる側としても難しいところではあるが、多様なニーズを持つ移住希望者に寄り添ったきめ細かい対応を行い、移住者の着実な増加を図る。	このまま継続	これまでの移住に関する取組のほか、より積極的なPRに努め、移住希望者向けの情報発信や、住宅施工業者向けに制度周知を目的とした移住関連パンフレットの送付等を行う。 2つの住宅費補助制度により、引き続き若者・子育て世帯への経済的負担の軽減を図り、また、空き家バンクについては、登録物件の拡大に向けた調査等を行っていくことで、移住者のさらなる増加へとつなげる。 「お試し住宅」については引き続き継続し、利用希望者増加に伴う「お試し住宅」の2軒目設置に向け、新たな物件の確保に努める。	人口減少問題は引き続き本町における重要な課題であることから、他事業とも積極的な連携を図り、ソフト面・ハード面の両面より効果的な施策について検討していく。
28	地域おこし協力隊事業	企画課	担当課及び隊員との相談・打ち合わせ、隊員の定住・定着に関するサポート、起業支援を実施する。	地域おこし協力隊員相互の融和、地域との協働等により、隊員活動の活性化と分担事務の達成を図り、本町での起業等を含めた定住・定着につなげる。	目標程度	当該年度に着任した地域おこし協力隊員は、4月が3名、5月が1名、9月が1名、3月が1名であった。連絡会については新型コロナウイルスの影響があり、上半期に担当者紹介及び隊員同士顔合わせも兼ねて、1回の開催に留まった。連絡会以外に、着任後個人面談により要綱の説明や意見交換等を行った。起業支援補助金制度については、2名の隊員から利用の相談を受けているところであるが、今年度中の申請には至っていない。	特になし	今年度は新型コロナウイルスの影響もあり、隊員同士の交流を深める機会を設けることが難しかった。移住者でもある隊員は生活面での不安も多いため、定住・定着を図るためには隊員一人ひとりに合った支援の継続が必要である。担当課によっても支援内容に差が生じやすいため、隊員に対するサポート等について共通理解を図る必要がある。	このまま継続	地域おこし協力隊の定住・定着の支援に向けた個別相談等を今後も一人ひとりの活動内容や経験年数、起業の希望等の状況に合わせて実施していく。新規採用がある場合は、生活面の支援も実施できるよう担当課と連携を図る。	採用や起業する隊員の有無等、状況に合わせて支援で隊員の定住・定着の支援を継続する。
29	個人町民税賦課事業	税務課	2月中旬から3月中旬にかけて申告相談等を行い、個人町民税を決定したうえで賦課する。また、減免や納期限の延長をしたり、国・県等から調査依頼されたものについて回答する。	納税義務者に対して適正課税をすること。	目標程度	11月から12月にかけて、納税係と共同で未申告者宅に電話・訪問等をした。その結果、未申告者の人数は年々減少してきている。また、e-Taxによる確定申告を推進するため、町広報誌への掲載や、各自治会あてチラシ回覧等を行った。	特になし	申告の必要性・メリット・デメリットを理解していない方がいる。	このまま継続	税制改正に関する事項を周知していく。未申告者に対して申告のメリット・未申告のデメリット等伝えながら申告を推進していく。 個人番号制度により、引き続き個人情報の保護に注意を払う必要がある。	住民に対して、分かりやすい税の説明と周知をしていく。
30	法人町民税賦課事業	税務課	町民税を申告納付する義務のある法人の申告に基づき税を賦課する。法人町民税確定申告は、事業年度の日（決算期日）から2か月以内に行う。予定・中間申告は、事業年度開始6か月を経過した日から2か月以内に行う。	納税義務者に対して、適正な申告指導をする。提出させた申告書を的確に処理し、適正に法人町民税を課税する。	目標未達成	昨年度周知を実施した新型コロナウイルス感染症に係る申告期限の延長制度については、今年度も10件程度申告があり対応した。未申告法人に対しては、昨年同様、コロナ禍のため今年度も十分な現地調査が行えなかった。	特になし	変更届、廃止届の提出がないため、事業の実態が不明な法人がある。各種届出を速やかに提出させ、適切に処理していく必要がある。	改善して継続	未申告法人に対し、現地調査を行い申告納付する。	未申告法人をなくすことで、法人町民税を公平に賦課する。
31	軽自動車税賦課事業	税務課	関東運輸局、栃木県軽自動車協会で受付したデータおよび町税務課窓口で受付した申請内容を入力し、軽自動車税を賦課する。また、減免、課税保留等の処理、報告等を行う。	納税義務者に対して、軽自動車税を適正に課税する。	目標程度	転出、死亡届出時における軽自動車に関する異動手続きの方法について、当初納税通知書へリーフレットを同封し周知を図った。当初賦課後も、死亡月から2か月後を目安に再度、未手続きの相続人宛に異動手続き依頼文書を送付し更なる周知徹底に努めた。また、来年度の賦課にあたっては、課税保留車両の確認や、当初発送用同封チラシの修正を行い、改善版を作成した。	特になし	登録住所変更や車を譲渡した際、変更登録未手続きの納税義務者がいるため、周知を強化する必要がある。	このまま継続	町で標識を交付する場合は、住所変更や譲渡する場合の注意事項を説明し、課税取消、課税保留を減少させる。また、県外者への名義変更者からの「軽自動車異動申告書」の未提出による誤賦課があるので、引き続き対象者向けのリーフレットを配布し、周知徹底に努める。	今後も、課税取消、課税保留を減少させていくために、引き続きリーフレットを配布し周知、徹底を図っていく。
32	国民健康保険税賦課事業	税務課	加入世帯の構成員や収入、資産等を的確に把握し、国民健康保険税の賦課、減免及び更正を随時行う。	納税義務者に対して国民健康保険税を適正に課税する。	目標程度	通常業務の他、新型コロナウイルス感染症による収入減少に係る減免の広報、手続きなどを行った。	特になし	国保税の概要について、ホームページやパンフレットなどで周知はしているが、理解されていないことが多い。	改善して継続	未申告者に対して訪問や電話などで連絡をとり、未申告者を減らし適正課税を図る。	訪問や電話で未申告者を減らし適正課税を図る。
33	固定資産税賦課事業	税務課	土地・家屋を適正に評価し、申告による償却資産を含め価格等を決定し賦課する。減免処理、諸報告等を行う。また、3年毎の評価値に合わせて、地目や家屋の現況調査や償却資産の実地調査を計画的に実施することで、課税客体の把握に努める。	土地・家屋・償却資産に係る固定資産税を適正に課税する	目標程度	事務の効率化と民間委託の活用により、コストを抑制しながら課税すべき家屋と、現況地目及び償却資産を把握し適正な課税に努めた。また、令和6年度の評価値に向け他市町や関係機関との協議も行った。納税通知書の発送枚数も昨年と同程度であり、町の誤りによる誤賦課件数も無く目標を達成した。	法令等により町に実施が義務付けられている。	賦課のさらなる適正化のためには、評価毎毎に家屋配置データなどの資料を更新したが、財政的な負担が大きくなり、資料更新の間隔が長くなりがちである。	このまま継続	来年度は標準地鑑定と航空写真撮影業務を行うため、例年より予算が増額となっている。取組方針としては固定資産評価審査委員会で審議する案件が生じないよう、引き続き現況地目の認定や適正な家屋評価、償却資産については申告対象物件の把握に努める。また、未評価の家屋については不公平とならないよう確認と課税を進める。	令和元年度と同様とする
34	収納管理事業	税務課	各窓口や口座振替などで納付された税金の収納消込の処理をし、その結果に基づいて過納された税金等は還付、充当の処理を行い、また口座振替不能者や税金の未納者に対しては振替不能通知や督促状送付、催告等の処理を行う。	課税決定された税金を適切かつ確実に収納する。	目標程度	自動振替制度の導入により納付確認が早期に出来るようになった。また、平成31年4月1日から一部のスマートフォン決済による納付に対応した。	特になし	納税者の納付の行き違いや更生により還付・充当処理が発生しているため、その部分を減らす必要がある。	改善して継続	期限内納付、口座振替の推進	特になし

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他の指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
35	滞納整理事業	税務課	滞納者に対して、文書、電話、訪問などによる催告をし自主納付を促進する。また、納税誠意がない滞納者に対しては、法に基づき財産状況を調査し、財産の差押え等を実施し、税に充当する。	滞納者の的確な把握に基づいての納付指導、滞納者への催告及び滞納処分により、滞納滞税を完納してもらう。	目標程度	預金や給与等債権差押の調査・差押を実施した。なお、財産調査は昨年度同僚金融機関や生命保険会社等への調査に取り組んだ。また、自ら納付する意識付けのため、催告書の一斉送付時期に合わせて「広報まじしこ」上で3回、滞納処分について啓発を行った。	特になし	高額滞納者対策や増徴案件に対する差押え直しが必要。 新型コロナウイルスの影響もあって捜索が実施できなかった。今後は捜索に関する基準を作成するとともに積極的に実施していく必要がある。 今後相続人不存在案件の増加が見込まれるので、適切な処理が必要。	改善して継続	幅広く調査を行い、換価手続の複雑なものも積極的に処分する。 また、調査を通して案件ごとの把握を見極め、法律に基づき適正に処理する。	複数年度にまたがる滞納案件について、法律に基づいた適正な処理を行い、現年度滞納への着手を早期に行えるようにする。
36	窓口受付事業	税務課	請求者の必要とする証明書を正確かつ迅速に交付する。	町民の生活上必要な税務証明書類の交付や事務手続きの速やかな運用を図る。	目標程度	一部の税務証明書については、総合窓口関係事務事業として住民課において交付事務を実施。また、平成24年度から土曜開庁を実施し、金曜日の窓口延長と合わせて利便性向上に努めている。（新型コロナウイルス感染症対策としての休止期間を除く。）	特になし	請求者が必要な証明書を把握できず、事後になって差し替えを求められることがあった。	改善して継続	過去、差し替えになった例を参考に、必要に応じ請求者が必要とする証明書の内容の確認を十分に行う。	特になし
37	戸籍事務事業	住民課	届出書の審査・受理後、システム入力により、戸籍記載・移記等を行う。これら一連の事務処理を行いながら、住民の身分事項を管理することにより、戸籍交付請求に応じて、戸籍謄本・抄本等の証明書発行を行う。	住民の身分事項を適正に管理することにより、住民が必要に応じて（戸籍届、相続手続き、パスポート取得等）、自分の戸籍に係る情報公開請求をすることができる	目標未達成	出生届等報告的届出以外のものについては、事前説明を十分に行い実際に窓口に受領する際の審査時間の短縮に努めた。また、研修会や参考文献等により知識の習得に努めた。	特になし	職員同士情報の共有をすることにより、正確な事務処理ができるようになる。コロナ禍のため、真岡管内における月例会の中止が続き、近隣市町との情報交換の機会が減った。	このまま継続	通達や指示等を把握し、特徴的な届出（渉外関係）及び不正届出（虚偽の養子縁組届出）に即対応できるようにする。円滑な窓口対応のため、係り内での情報共有に努める。	事務の共通理解が図られるよう研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。
38	住民基本台帳事務事業	住民課	申請（窓口・郵送）を受け、住基システムにより住所等の異動を行い、これらにより管理しているデータに基づき、証明書の発行を行う。	住民記録の異動処理を正確に行い、データ管理を適切に行う。これにより住民は諸手続きに必要な証明書の交付を受けることができる。	目標程度	事務処理は正確に短時間で、住民の待ち時間の短縮に努めた。	特になし	事務効率向上のため職員の意見交換及び情報交換を行える体制を整える。	このまま継続	事務処理は正確かつ迅速に行い、窓口での対応は親切・丁寧に行う。	法体系を理解し、法改正等に伴う専門知識の習得に努め、正確な事務処理を行う。
39	印鑑登録事務事業	住民課	本人の申請に従い、印鑑登録・廃止、及び証明書の交付を行う。	住民の実印を登録、管理することにより、住民が必要に応じ、財産管理等の手続き等に使用するため、印鑑証明書を交付請求できる。	目標程度	事務の効率化に向け、登録及び交付に対する正確性を高めながら、時間短縮に努めた。	特になし	住民の財産に関わる部分もあるため、登録や発行には本人確認を含め正確な事務処理に努める必要がある。	このまま継続	免許証等での本人確認ができない場合や、本人が来庁できない場合等の対応を正確、迅速に行うことにより、窓口対応をスムーズにする。	事務の効率化を心がけ、常に処理の正確かつ迅速化を目指す。
40	住基ネット関連事務事業	住民課	住民基本台帳を専用の通信回線でネットワーク化し、市町対開の住民基本台帳に関する共通の事務を行う。	住民基本台帳をネットワーク化することで、市町村間共通の住民基本台帳に関する事務ができる。また、住民は全国どこからでも住民票の取得ができる。	目標程度	個人番号カード交付策定計画に基づき、タブレット端末を用いて、カード申請のサポートを行い、個人番号カードの普及に努めた。また、マイナポイントの開始により、急激に申請・交付の枚数が増加した。	特になし	個人番号カードの交付について、係員がすべて対応できるように、内部研修と実践を重ねていく。カードの交付にあたっての、前処置作業や交付事務等に当たる人員不足である。	このまま継続	個人番号カードに多くの機能が付帯されるので、カードのさらなる取得促進に努める。また、証明書のコンビニ交付についても、他市町の状況を踏まえながら調査研究する。	個人番号カードの普及促進のため広報誌等を利用してPRに努める。また、令和3年度の調査研究を踏まえ具体的な取り組みができるよう努める。
41	自動車臨時運行許可事業	住民課	自動車臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号票（仮ナンバープレート）の貸与	自動車臨時運行許可を受けようとする者が、栃木県陸運支局ではなく最寄りの市町村で貸与手続きが可能になる。	目標程度	未登録の自動車を車検、回送のため臨時的に運行しようとする者がら申請を受けし、迅速、正確に申請内容を確認し、許可証を交付し臨時運行許可番号票を貸与した。	特になし	返納延滞者への指導強化のため根拠法令による事務処理について理解を深める。	このまま継続	交付時の指導を強化することにより、返納延滞者への指導強化のため根拠法令による事務処理について理解を深める。	正確かつ迅速な許可及び貸し出しを行う。
42	犯歴、身上調査、後見、準禁治産者関係事務事業	住民課	裁判所、検察庁の通知により、見出版、名簿の調製、選挙管理委員会への通知をする。検察庁へ犯歴者の戸籍異動を通知する。	当局が該当者の犯歴等を管理することにより、警察、県が許可業務の際、当局にて照会をかけ資格調査をすることができる。また、検察庁は犯歴者の戸籍異動を把握できる。	目標程度	手引き書に基づき知識の習得に努めた。また、疑問点が生じた場合にはコールセンターに確認し正確かつ迅速に回答した。	特になし	情報の保護、秘密漏洩のないように徹底する。	このまま継続	官公署からの照会に迅速に回答する。また、住所地選管への公選通知、新本籍地へ本籍転属通知、検察庁への刑の消滅照会を正確に行う。	データ入力を迅速、的確に行いその後の犯歴事務の流れに遅滞がないようにする。
43	総合窓口関係事務事業	住民課	住民票、戸籍等に係る各種問い合わせや相談の他に、税務課の諸証明を住民課窓口で行い、ワンストップサービスの構築を推進する。	町民にとって利用しやすい行政窓口とする。	目標程度	情報の共有に努め接客対応がスムーズにできるようにした。	特になし	幅広い知識習得のため、他課との情報共有に努める	このまま継続	待ち時間の短縮を更に図り、また税関関係の内容の理解に努め正確な対応ができるようにする。	他課との情報共有に努める。
44	旅券事務	住民課	窓口で旅券の申請を受け、審査後、旅券センターへ申請書を送付。センターから旅券が届いたら、申請者への交付を行う。	住民が、戸籍謄・抄本の取得と併せて町窓口で旅券申請や、受け取りができる。	目標未達成	新型コロナウイルス感染拡大のため、海外への渡航ができず旅券の申請・交付が大幅に減った。しかしながら申請受付の際は、写真の規格、ペーパン表記の確認、二重発行のチェックに重点をおいた。	特になし	申請者への適切な案内に努め、申請受付から旅券交付までスムーズに申請受付をする。	このまま継続	旅券申請者の本人確認における厳格な審査により、国からの通知内容を踏まえ不正取得防止に努める。	県旅券センターとの連携等で、申請書の審査や旅券の交付を正確かつ迅速に行う。
45	国民健康保険の資格管理事業	住民課	国保から社保または、社保から国保などの資格の異動を適切に処理する。	資格の取得漏れなどにより医療機関で10割負担とならないように、また社会保険等との二重登録がないようにする。	目標程度	年金事務所からの資格異動者リストを活用し、社会保険加入者へ国保喪失手続き及び社会保険喪失者へ国保加入手続きの勧奨通知を送付117件。退職被保険者及び適用該当者は無し。	特になし	保険税を納付したくないという理由で、加入手続きを拒否する方への対応。社会保険に切り替わったことの手続き漏れによる二重保険加入者への対応。	このまま継続	保険切り替え手続きに関する広報を就職・退職の多い4月前後など情報が必要とする方が多くなる時期に行う。また、20歳の国民年金加入届け時を活用し、就職・退職した場合に必ず届け出が必要であることを周知する。	税・社会保障番号制度により手続き等の制度改正についての的確に把握し、対応する。また、国保制度改正に伴い、県や他市町と情報交換を密にし、制度への理解を深める。
46	国保給付事業（療養費）	住民課	医療機関でかかった医療費について医療機関からの保険請求に基づき審査を行い、国保連合会を通して保険者負担分の支払いを行う。	適正に医療費の保険者負担分を支払うことで、被保険者が医療を受ける機会を確保する。	目標未達成	レセプトの二次点検を実施（390件、医療費減額32万円）。社会保険に加入者にしていないが、国民健康保険で医療の給付を受けた方に対し、医療費の返還請求をした（28件）。頻回受診者調査（4件）を行った。柔整師の受診についての広報を実施し、保険適用と適用外について周知した。	医療費の上昇を抑える。	被保険者の資格の適正化とレセプトの点検による過払いの抑制。	改善して継続	引き続きジェネリック医薬品の推進を行い、医療費の上昇を抑える。柔整師の受診についての広報を実施し、保険適用と適用外について周知する。24時間電話健康相談事業の周知を図り、夜間、休日診療についての適正受診を図る。頻回受診者・重複服薬者に対するの助言指導を行う。	適正な給付を実施していくとともに、当該事務事業以外の事業とも組み合わせ医療費の上昇を抑えていく。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
55	公害対策事業	環境課	公害苦情の原因者を指導し解決に向けた対応を行う。併せて工場・事業所などの監視を行う。大気汚染防止のため野焼き禁止の指導を行う。定期的に河川等の水質検査を実施する。	町民や事業所での公害に対する意識が高く、公害のない河川の水質も適正に保全された生活環境を維持する。	目標程度	公害苦情処理では、野焼き、空き地の適正管理、猫の飼育についてや不法投棄などの案件が多くあった。	特になし。	野焼きに対する理解、空家・空地等の管理の必要性、猫の適正飼育等日常生活を営む上での管理責任について理解を深めていくことが必要	このまま継続	広報誌等を活用し、野焼きなどの公害防止への啓蒙強化を図る。空き地・空き家が顕著に増加していることを踏まえ苦情等の増加が見込まれるため、関係各課との情報交換を密に取り問題解決に繋げて行けるようにする。	公害防止の啓蒙及び指導の徹底。
56	畜犬登録及び狂犬病予防事業	環境課	犬を取得した時の登録及び狂犬病予防注射集団接種。ペットの正しい飼い方のPR、野犬捕獲。避妊手術費の補助金交付。	ペットが正しく飼養され、狂犬病の発生も無く、町民が安全で快適に暮らせるよう維持する。	目標程度	注射頭数は821頭。避妊手術費補助金交付件数は、犬18頭、猫75頭。HPの迷い犬が発生した時のお知らせのページを活用し、周知の迅速化を図ることができた。動物愛護指導センターと連携し猫の飼養について指導することができた。	猫の正しい飼養についての認識が不足している住民が多く、外飼いや野良猫への餌やりに対する苦情が多数あった。野良猫の苦情が多く、捕獲などの対策を求められた。	未登録犬の登録勧奨及び狂犬病予防接種の啓蒙が必要。猫の飼養問題への対策。	このまま継続	広報紙等を利用して、飼い主の適正飼養の周知に努め、未登録・未接種を減らしていく。定期的に台帳整理を実施する。飼養の指導については動物愛護指導センターと連携し継続的に行う。	飼い主の適正飼養の周知に努め、未登録・未接種を減らす。動物愛護指導センターと連携し対応する。
57	ごみの収集及びし尿処理に関する事業	環境課	各機関と連携し、一般廃棄物を計画的かつ効率的に収集・処理する。ごみステーションの設置を推進し、ごみ収集用コンテナの使用を徹底する。	ごみが適切に処理され、町民の衛生的な生活環境を維持する。	目標程度	ごみの収集の際の不適正排出については、中部環境や自治会長との連携により迅速に対応した。	ゴミステーションは自治会管理という認識がまだ低く、不法投棄の処理について不満の声が多かった	ごみの正しい捨て方について理解できていない方がいる。自治会未加入者のごみ出し問題。高齢化によりステーションまでのゴミ出しが困難なケースが増えることが予想される。	このまま継続	ごみの正しい出し方について、広報やHPなどで周知を図る。ごみステーション設置補助金等のPRを実施し、自治会のステーション管理が容易になるよう働きかけていきたい。高齢者のゴミ出し支援の対策を社会福祉協議会が立ち上げたため、情報共有を図っていきたい。	ごみの正しい出し方について、広報やHPなどで周知を図っていく。
58	森林計画・経営事業	環境課	森林計画に基づく伐採等届出の適正な運用に努める。また、とちぎの元気な森づくり事業を活用した里山林の整備及び管理を行う。	森林機能保持・保全のため、森林計画に基づく健全な森林を育てる。	目標程度	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業を活用した整備については、計画の箇所・面積を実施することができた。アカマツ復活プロジェクト事業については、間伐は行ったが、新型コロナウイルスによるまん延防止等重点措置に関連して小学生による植栽体験が実施できなかった。	里山整備の実施面積を増やしたい。アカマツ復活プロジェクト事業への参加団体の掘り起こし、管理事業の交付が終了した箇所の継続的な維持管理。	森林計画に基づく各種届出の適正な運用を行い、健全な森林管理に努める。また、町木であるアカマツの復活を目指したアカマツ復活プロジェクトを継続実施する。さらに、新たな森林経営管理制度については、森林所有者意向調査を実施して森林集積計画の作成を進める。	このまま継続	とちぎの元気な森づくり県民税事業が第2期として継続されているが、森林環境課と税務課が連携して引き続き森林整備を継続していく。	
59	町有林・林道管理事業	環境課	森林国営保険の加入、町有林管理(伐採、下刈り)、林道5路線の維持管理	林道5路線の維持管理や町有林の整備・管理を適正に行うことにより、益子の貴重な資源である自然景観を維持する。	目標程度	前沢、赤法花、北峰町有林(34.3ha)の下刈り等の維持管理を行った。また、「益子町ランドスケープ計画」に合わせ整備を行ったため、土祭に合わせたツアーや、学生たちとのワークショップを行った。	前沢町有林の整備を含めた今後の活用等遊歩道の整備	前沢町有林については「益子町ランドスケープ計画」にあわせて整備を行っていく。他の町有林についても利活用の方向性について検討が必要。間伐、前沢町有林の「やまざくら」の保全、管理等	改善して継続	前沢町有林について、今後の整備活用計画について検討する。また、他の町有林に対しても、森林経営計画に基づいた伐採、木材の活用の方向性を検討する。	林道については継続的な維持管理に努める。町有林については、森林経営計画に基づいた間伐や下刈り等を行い機能維持に努めるとともに、木材の有効利用も推進していく。また、前沢町有林については、益子町ランドスケープ計画にあわせて整備活用計画を進めていく。
60	鳥獣害対策事業	環境課	八溝山系に位置する市町、及び県の担当職員で形成される協議会で、現在の地域の状況および獣害対策についての意見交換を行う。また、年に一回獣害対策の研修も行う。	八溝山系の市町での獣害被害の削減	目標未達成	今年度はコロナの影響を受け、会議は書面決議にて実施となった。継続的なわなの設置及び迅速な対応により被害の減少となった。また、今年度は、イノシシの捕獲頭数は前年度比6割減と大幅な減少がみられた。	地域での被害対策の取り組みも重要である。	狩猟者の高齢化も深刻であることから、若年層の狩猟者育成に力を入れていくことが急務である。	このまま継続	今後も同協議会において、関係市町との情報共有を行いながら連携して獣害対策を推進する。	捕獲、撃退への取り組み強化は継続して行い、町内のみならず広域連携した各地域でも防護柵などのイノシシ被害への対策を推進していく。
61	地球温暖化対策事業	環境課	再生可能エネルギーの普及啓発を行うとともに、太陽光発電システム設置者に補助金を交付する。	地球温暖化防止のために住民一人ひとりが率先して参画し、温室効果ガスの排出削減に向けた活動を行う。	目標未達成	太陽光パネル補助金の交付件数はより3件減少。蓄電池補助については、昨年より交付件数が6件増加した。今年度から開始したV2H設置補助については、交付件数が1件あった。また、施設ごとの二酸化炭素排出量は昨年度より減少したが、より節電、節水について広く呼び掛けていきたい。	特になし	太陽光パネル補助は10件と昨年度より3件減少した。蓄電池補助は9件で前年より6件増加した。今年度から開始した電気自動車等充電システム(V2H)補助については交付が1件あった。再生可能エネルギーの普及啓発を図るため、補助事業の広報活動を行っている。	このまま継続	温室効果ガス削減に向け、今後も庁舎内、公共施設での、エネルギー削減対策を引き続き対応を各部課局と連携していく。町民に対しては太陽光発電システムだけでなく、木質バイオマスエネルギー等、他の再生可能エネルギーについての普及を進めていく。また、今後の需要が増加すると考えられる、電気自動車等充電システム(V2H)補助については広報等でPRを行っている。	2050年カーボンニュートラル実施に向けて、再生可能エネルギーの補助に努める。再生可能エネルギーの補助に努める。再生可能エネルギーの補助に努める。再生可能エネルギーの補助に努める。
62	障害者支援事業	健康福祉課	障害者自立支援給付、障害程度区分認定審査及び審査会の運営、補装具費・日常生活用具費の給付、地域生活支援事業費給付、障害者手帳の交付事務。	障がい者(児)が住み慣れた地域で自立して生活できるようにする。	目標程度	障がい福祉サービスは、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを、また、障がい児においては、将来社会人としてとして自立・独立するための下地を育成・助成することを目的としている。R3年度は、コロナ禍の中で非対面式の策実施が求められたため、他市町や事業所との意思疎通に通常と比べ時間がかる結果となった。	特になし	事業費については給付件数、給付額とも増加が見込まれる。	このまま継続	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。事業費は給付件数、給付額とも増加が見込まれることから、業務実施体制をR3年度と同様とし、認定調査員の雇用を継続して行い、専門的知見を生かした事務の効率化を図っていく。	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
63	生活保護費受給支援事業	健康福祉課	生活保護相談の受付及び芳賀福祉事務所への保護申請書の進達、要保護者の通告や保護費の支給事務、芳賀福祉事務所の調査等への協力。	生活に困窮している住民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活の維持を図る。	目標程度	法により義務付けられている事業なのでそのまま継続する。	特になし	特になし	このまま継続	法により義務付けられている事業なのでこのまま継続する。芳賀福祉事務所と連携を図り、要保護者の保護に努める。生活保護法の理解や研修会や事務説明会の参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。	芳賀福祉事務所と連携を図り、要保護者の保護に努める。生活保護法の理解や研修会や事務説明会の参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。
64	旧軍人・戦没者遺族関連事業	健康福祉課	益子町戦没者追悼式の開催、法に基づく軍人恩給、特別弔慰金、各種給付金及び関係団体が行う事業の制度周知や申請書作成の援助、町遺族会連合会が行う会議や諸会務の援助。	旧軍人、戦没者遺族の生活の安定を図るとともに、住民の戦没者追悼の念と平和を祈念する心を醸成する。	目標程度	令和2年度は第11回特別弔慰金の申請開始年度であったため事務量が増加したが、令和3年度は債権の交付事務のみとなった。 また、戦没者追悼式についてはコロナ禍の状況を鑑み開催を見送り、供物の配布のみを行った。	特になし	遺族会会員の高齢化や会員数の減少。世代交代による戦没者追悼式への参加意識の低下。	このまま継続	国や関係団体が行う事業の制度周知や申請書作成の援助については、法律に基づいて実施している事業なので町単独での改善は難しい。恩給制度、特別弔慰金及び給付金制度の正しい理解、事務説明会への参加を通して、職員能力の維持向上を図る。 また、戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえようとして遺族会の役員に働きかけ、第11回特別弔慰金の受付は令和3年度末までとなるため、遺族会役員をおして未申請者への周知を図っていく。	恩給制度、特別弔慰金及び給付金制度の正しい理解、事務説明会への参加を通して、職員能力の維持向上を図りながら、戦没者追悼式に多くの方が参加してもらえようとして引き続き遺族会の役員に働きかけていく。
65	心身障害者医療事業	健康福祉課	高度かつ継続的な治療を要する身体障害者児に自立支援医療費（更生医療・育成医療）給付。重度心身障害者に医療費の助成をする。在宅で通院する精神障害の治療を行う方の自立支援（精神通院）医療の認定申請を受付、進達を行う。	心身障害者の経済的支援を図るため	目標程度	自立支援医療に関する更生医療、育成医療、精神通院医療については、障害者総合支援法に基づく支援義務がある。重度心身障害者医療費助成事業については市町の事業であるが、重度心身障害者の経済的支援を図るため必要不可欠。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。	特になし	自立支援医療対象疾患に罹患した生活保護費受給者対象者がひとり増加することで、入院で年間700万、通院で年間400万の助成額の増加が見込まれる。	このまま継続	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。 また、令和4年度から重度心身障害者医療費助成対象者に精神福祉手帳1級所持者も含まれることとなったため、事務量及び事業費が増加する見込みとなっている。	障害者総合支援法についての正しい理解、研修会や事務説明会への参加を通して職員能力の維持向上を図りながら、このまま継続する。申請に対して迅速かつ正確に事務を行う。
66	町営住宅運営事業	健康福祉課	住宅及び敷地内の維持管理、入居者管理、住宅使用料の算定・収納を行う。	住宅に困窮する低所得者に住居を確保する。	目標未達成	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅（昭和50年～昭和55年築）と星の宮住宅（旧住宅 昭和44年～昭和48年築）の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。	監査委員より滞納者の近況と徴収率の低下について指摘があった。	老朽化による修繕料の増加傾向。住宅使用料の未納額の増加（徴収率の低下）。	このまま継続	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。未納世帯への戸別訪問を実施し、収納率の向上に努める。	低所得者の住宅不足が認められる場合は、公営住宅法により実施義務がある。安全性の確保や老朽化による修繕料の増加傾向を踏まえ、東田井住宅（昭和50年～昭和55年築）の募集を控え、星の宮住宅1号棟・2号棟の空き分を入居募集対象とする。
67	福祉バス管理運行事業	健康福祉課	福祉関係団体、老人クラブの活動を活性化を図るため福祉バスの運行・管理を行う。	福祉関係団体、老人クラブの活動を活性化する	目標未達成	新型コロナウイルス感染症の影響により、運行要件の臨時的な変更を行った。 また、利用者からのキャンセルが相次いだことから、成果指標の目標値が未達となった。	特になし	コロナ禍でバスの走行ができず、突発的な不具合が懸念される。	このまま継続	運転技術、車両管理の知識の習得や運行経路の道路事情などの情報を的確に把握することで、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。	運転技術、車両管理の知識の習得や運行経路の道路事情などの情報を的確に把握することで、安全運転に努め、事故防止を図り、利用件数の増加を目指す。車両の一元管理などを検討していく。
68	福祉関係団体・各種委員活動支援事業	健康福祉課	社会福祉協議会、民生委員協議会補助金の申請受付、補助金の支出、民生委員・児童委員の選考、民生委員協議会の開催、民生委員・児童委員の研修会のとらまとめ、民生委員・児童委員の相談対応。	民生委員・児童委員や福祉関係団体等が円滑に活動できるようにする。	目標程度	新型コロナウイルス感染症対策により、定例会が実質的になつたり、研修会等が中止になったりした。県社協の代わりにDVD視聴研修を2回実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策グッズの支給を3回行った。	民生委員の選出方法について質問があった。 町民の意識が変わってきていると感じる。	民生委員・児童委員の担い手を確保することが年々難しくなっており、来年の改選についてはさらに厳しくなっていくと予想される。	このまま継続	一斉改選で欠員が出ないようにする。 地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会や民生委員協議会への補助は継続していく。 住民の相談に応じた必要な援助を行う民生委員・児童委員に、速やかに支援できるように行政の窓口を明確にする。 社会福祉事務審議会委員の活動費の値上げを再度検討したい。	地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会や民生委員協議会への補助は必要。 住民の相談に応じた必要な援助を行う民生委員・児童委員を支援する。
69	母子家庭・遺児家庭・ひとり親家庭支援事業	健康福祉課	児童扶養手当認定請求書及び変更届・現況届等の受付。ひとり親家庭医療費受給資格申請の受付及び医療費の助成。遺児手当の認定請求書の受付及び遺児手当の支給。	母子家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を増進すること。ひとり親家庭の生活基盤の安定と心身の健康増進に資するため、医療費の自己負担分を公費で助成し、経済的な軽減を図る。	目標程度	各受給資格者の届出や申請漏れ等もなく適切に事務処理できた。また、新型コロナウイルス感染症経済対策として「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）」が新設され、県からの指導により申請案内、周知等に努めた。県とともに連絡を取り、スムーズに連携が取れ、住民ニーズに努めた。	特になし	特異なケースが発生した場合のマニュアルがないため、それらに対処する時は県などに確認をとる必要がある。このため、窓口での相談から申請書提出まで長い時間を要する場合がある。	このまま継続	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。	国・県のマニュアルに従い、速やかに事務処理をし、各受給資格者の届出や申請漏れのないよう、周知・啓発を促していく。
70	児童虐待・DV対策事業	健康福祉課	虐待や要保護児童の通告先として市町村が追加されたことによる、通告時の初期対応。要保護児童対策地域協議会の運営。虐待やDVについて、支援・助言・情報提供を行う。	保護や支援を要する児童、特に支援を要する妊婦を発見し、適切な保護、支援を図り、虐待等の被害抑制と生活環境の健全化を図る。	目標程度	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員1名を配置。相談窓口の整備に努めた。 虐待や要保護児童の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施。教育委員会をはじめ、小中学校、保育園、幼稚園との連携も積極的に進め、情報のやり取りが滑滞にできている。	特になし	要保護児童等の支援に努めているが、地域資源との連携を拡げること、更に支援の幅が広がる可能性がある。	このまま継続	要保護児童等の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施していく。 里親の活用など地域資源の開発に努める。	要保護児童等の通告時の初期対応や、児童相談所・県東健康福祉センターなどと連携をし、支援・助言・情報提供を実施していく。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
71	児童手当支給事業	健康福祉課	児童手当の支払、現況届の発送・処理、各申請の受付・審査を行う。令和3年度については、コロナ対策経済支援として特別給付金の支給を行った。	児童手当は中学校修了前の児童を対象とし、家庭生活の安定、児童の健全育成のため、また次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援する。	目標程度	国の方針に従い適正に実施した。また、新型コロナウイルス感染症経済対策として「子育て世帯生活支援特別給付金」及び「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給するため、要綱、ホームページの作成等、周知に努めた。12月末時点で申請不要者への支給完了、2月末時点で要申請者の約9割の支給完了。児童手当現況届については、個別電話連絡や通知等を送った結果、8月末の時点で未提出者0人となった。	特になし	今後、所得制限限度額超過による支給停止や現況届の届出義務廃止等、大幅に制度の内容が変わる可能性があるため、国の動向について、積極的に情報をキャッチする必要がある。	このまま継続	国の方針に従い実施していく。	
72	子育て応援手当【新未来】	健康福祉課	該当者の抽出と申請書の送付。申請の受け付け、手当の支給。	18歳以下の児童を持つ保護者に対し児童1人当たり1万円分の手当を支給し、経済支援を図る。入学準備金として、小学校入学前の子は3万円、中学校入学前の子は5万円に増額する。	目標程度	昨年と同様に窓口受領としたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、申請時間短縮のため記名箇所を1か所に減らすなど申請書を改善した。また、地域通貨の使用期限を外封筒に印刷し、期限切れに気づかないことがないよう工夫をした。支給率は99.7%。	アンケートの結果では、制度の継続や中学3年生の増額の希望が多かった。まじばへの移行については反対意見が多かった。	地域通貨は使用期限（R5.3.31）があるのできちんと周知する。まじばへ移行するためには、利用できる店舗数等まじばの利便性を向上させる必要がある。まじばへの移行については少子化対策として効果があるかはわからない。	このまま継続	当分（R3～5の3年間）は新型コロナウイルスに関する経済支援として、一律1万円の部分を実施するが、その後（4年目以降）は中学3年生を含めた節目のみの支給とする計画を練る。令和4年度は児童手当の現況届とあわせて地域通貨を支給する予定だが、まじばへの移行については、時期や地域通貨の再発行も含め担当課と検討したい。	制度見直しの周知に努める。（年長児、小6児、中3児に入学準備金として支給）
73	保育所等運営事業	健康福祉課	保育所等の施設給付費の支給認定及び施設利用受付事務、保育所運営費の支弁、認定こども園負担金支払、特別保育事業等の補助	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育に欠ける就学前児童に対し、保育所等において保育を行う。	目標程度	R3から保育料無償化（3歳児未満）、多子世帯副食費免除事業を実施。子ども子育て支援事業計画の変更とあわせて、各国の利用定員の見直しを勧めた。国の方針により、保育士等処遇改善臨時特例事業を実施。	障がい児受入加算など補助金増額の意見があった。	保育料の償還払対象の方への周知が必要である。保育料の算定を行うに当たって、住民税・所得税に関する知識が必要となる。主担当以外の職員、制度や手続きに関する理解が十分でない。保護者のニーズに備わり、定員割れが深刻な園もある。	改善して継続	保育料無償化や副食費免除事業の申請漏れがないよう周知するとともに、償還払いの方に対して請求書の提出を求める勧奨通知を出す。利用定員に収まるよう利用調整するとともに、定員の見直しも必要。障がい児受入加算の見直しを実施（改正済み）。	人口減少に対応した利用定員の設定と、利用定員に合わせた利用調整を行う。
74	学童保育事業	健康福祉課	放課後児童クラブに対して委託金を交付。事業に対する国・県補助金の交付申請をする。	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る。	目標程度	新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校中の対応等がなかったため昨年より作業時間が減少。感染症対策の補助金は令和2年度と同様に継続、職員のかかり増し経費に充当。また、国の方針により放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を実施した。	母子家庭等への補助を要望する声があった。	少子化は進んでいるが、社会情勢の変化から需要は微増傾向であったが、中長期的には利用者が減少していく事が予想され、供給過多や需要の偏りが懸念される。令和4年度から利用料助成制度が始まるので、要綱等の整備が必要である。	改善して継続	国・県のガイドラインに従い、適切な運営を促すとともに、各学童クラブと連携を図りながら、よりよい子育て支援の提供を実施していく。また、町単で利用料助成制度を実施する。	国・県のガイドラインに従い、適切な運営を促すとともに、各学童クラブと連携を図りながら、よりよい子育て支援の提供を実施していく。
75	感染症予防事業	健康福祉課	・定期接種：BCG、四種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、麻疹・風疹混合、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、ロタ、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌 ・任意接種：おたふくかぜ、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、成人風しん(麻疹・風疹混合)、ロタ ●新型コロナウイルス（R2～）	予防接種等を実施することにより、伝染性疾患の発生やまん延を予防し、住民が健康的な生活をおくることができる。	目標程度	・新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関の受診控えがないように乳幼児健診や広報誌等で周知した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種が開始した。 ・子宮頸がんワクチンは引き続き積極的勧奨を行わないが、対象者に情報提供を行うこととされ、高校1年生相当の女子に情報提供をしたところ、昨年より接種者が増加した。	特になし	コロナワクチン接種は追加接種に加え、小児の接種が始まるなど複雑化している。芳賀郡市及び町医師会と連携をし、医療現場が逼迫しないよう、かつ希望する町民が接種ができるよう調整が必要である。また、通常の予防接種について、新型コロナウイルス感染症の影響による接種控えは見られなかったが、R4からは子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開、日本脳炎ワクチンの安定的供給などにより、未接種者への接種勧奨をしていく必要がある。	このまま継続	・新型コロナウイルスワクチン接種がスムーズに行われるよう、情報提供および体制整備、関係機関との調整等に努める。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による接種控えがないよう、引き続き各ワクチンの接種率の維持、向上に努める。	新型コロナウイルスワクチンの住民接種が終了し次第、通常の予防接種等感染症対策となる。
76	食育推進事業	健康福祉課	食生活改善や食育推進を基本とした健康づくりのボランティアである食生活改善推進員による食育推進活動の支援。	食生活改善推進員を養成・サポートし、食育の推進を図る。町民の食に関する意識の向上を促し、生活習慣改善を含めた心身の健康増進に努める。	目標未達成	新型コロナウイルス感染症対策で、事業の中止や内容の変更が相次いだ。2歳児の歯科検診では例年試食を配布しているが、レシピの配布とした。見本の展示実施。世代間交流として、まじばコッポハウスでひな祭りイベントを実施し、手遊びや行事食の紹介を行った。健康デーにおいて、野菜接種増加のための啓発資料を配布した。	食生活改善推進員の活動の場は広く、期待度も高い。	食生活改善推進員は、県からの期待も大きく、ライフステージ別の教室等より高度な食に関する知識・技術が求められている。そのため、食生活改善推進員むけの勉強会を行い、会員のスキルアップを図っている。	このまま継続	会の運営に協力しながら、また会員のスキルアップを図りながら自主性を育成していく。	健康増進のためには、食育の推進（食生活等の改善）は欠かせないものであり、今後も活動支援をしていく。
77	保健センター維持管理事業	健康福祉課	施設点検と修繕、施設管理業務委託、消防訓練などを実施する。	利用者が安全かつ快適に施設を利用できるようにセンターの管理や設備の充実を図る。	目標程度	施設内の事故を未然に防ぐとともに施設設備の故障については素早い対応で修理し来所者には快適に施設を利用してもらえよう努めた。ガス漏れ検知器交換、トイレブース修繕、玄関の屋根の改修、事務所の防水シートの張替え、診察室2のブラインド修繕を行った。	特になし	保健センターは昭和61年竣工現在32年目であり汚れや傷みも出てきており補修工事が必要	このまま継続	利用者が安全で快適に施設を利用できるようにセンターの管理に努める。R4年度は、根玄関タイル修繕工事、応接室・健康相談室のクロス張替え工事を予定している。	保健センターは昭和61年竣工現在32年目であり汚れや傷みも出てきており補修工事の予算化が必要

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向	
78	こども・妊産婦医療費助成事業	健康福祉課	医療費助成申請があった者に対し、医療費（保険診療分の自己負担分を助成する。所得制限なし。）妊産婦については、保険診療分の自己負担分1レセプトあたり500円を控除した額を助成する。（薬局は除く）	医療費の支出を公費で負担することにより、疾病の早期発見と治療を促進する。出産・育児にともなう経済的負担の軽減を図り子育てしやすい環境を整える	目標程度	こども医療費については、こども医療費助成システムが新しく変わったため、操作方法マニュアルを作成して保健センター内で共有し、担当者不在時にも滞ることなく受給者証発行事務等を行えることができた。 妊産婦医療費については、母子手帳交付時に限度額適用認定証の案内を配布するようにし、医療費の償還払いの申請において事務の簡素化を図ることができた。また、高額療養費や附加給付制度のチラシを作成し、該当者に配布して申請方法をわかりやすく周知することができた。	町民より、こども医療費の現物給付年齢引き上げについて対象年齢を高校生まで拡大してほしいという要望があった。	現物給付年齢の拡大について、県内の市町村の動向や町財政状況を考慮し、制度の検討をしていく必要がある。	このまま継続	変更に来た方に関して、資格者、保険証、口座等、変更が他にも及ばないか確認する。また、現在、紙媒体・PCで来所予定者を整理しているが、入力漏れが無いよう徹底していく。	引き続き、各市町の動向に注意しながら制度の内容等について検討していく。また、事務の軽減化に繋がるものを念頭に置きながら正確・迅速に事務を遂行する。	
79	出産準備手当・不妊治療費助成事業	健康福祉課	出産準備手当：胎児1人につき3万円を支給する。 不妊治療費助成：不妊治療に要した費用の1/2以内（限度額20万円、4年度まで）を補助する。 なお、どちらも所得制限なし、町税滞納者は不支給。	妊婦や、不妊治療を受ける夫婦の妊娠や出産に伴う経済的負担の軽減を図り、安心して治療を行えるよう、また出産準備がスムーズにできるよう支援する。	目標程度	R3年度の出産準備手当事業に関しては、出産後の申請は受理できないため、出産前近で未申請の方には電話等で申請を促した。 R3年度の不妊治療費助成事業に関しては、R4年4月から保険適用となるため、それまでの移行措置として県の方で体外受精と顕微授精については申請時に所得制限が撤廃された。不妊治療の助成を希望する町民の方に申請書一式をお渡しする際に、移行措置における制度の案内を同時に配布し、周知徹底を図った。	特になし	不妊治療については、現行の制度は保険適用外の治療に対して助成するものだが、R4年4月から国の方で保険適用になるため、現行の制度の在り方や今後の対応について検討していく必要がある。	このまま継続	出産準備手当に関しては、母子手帳交付時に制度の説明を徹底し、申請漏れがないよう周知していく。 不妊治療については、R3年度治療（保険適用外）の年度またぎ分の申請をR4年5月末まで受け付ける予定。その後は、R4年4月から保険適用になるため、国や県、近隣市町の動向に注意しながら町の対応を検討していく必要がある。	このまま継続	国や県、近隣市町の動向に注意しながら随時各制度の内容等について検討していく。
80	母子保健事業	健康福祉課	乳幼児健診・歯科検診・フッ素塗布、両親学級、育児相談・サロン・サークル、乳児全戸訪問事業、思春期保健対策事業、ことばの教室、発達障害児早期発見事業、離乳食教室、栄養相談・教室、妊婦健康診査(検査費助成)	母子の健康の保持増進、疾病の早期発見・予防を図り、安心して子育てのできる環境を整備する。	目標程度	乳幼児健診等においては、疾病のスクリーニングや成長発達評価、生活習慣の確立に向けた支援、子育て支援に関する保健指導等を行うため、適切なタイミングでの実施が求められる。そのため、新型コロナウイルス予防対策としてフェイスシールド等の着用、混雑や密集を避けるための会場設置、集団接種の一部縮小、受付時間を区切り、受診者の滞留緩和を図るなど、最大限安全な実施に配慮した。 少子化の影響で、健診回数が減少となっているが、コロナ禍に係る母子や子育て世帯への心身負担の軽減を図るため、個別支援にも重点を置き、柔軟な支援に努めた。	特になし	・発達に課題のある子、気がかりを有する方、ほか支援が必要とされる方への個別支援体制の充実を図る。 ・健診未受診家庭へのアプローチを実施し、健やかな成長発達を支援し、虐待防止に努める。	改善して継続	新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ安全に実施する。また個別ケースにも重点を置き対応する。 3歳児健診視覚検査において、検査精度向上のため、屈折検査の導入を予定しており、健診体制の充実に取り組み。また多胎妊娠の妊婦健康診査（5回分）や産婦健診（2週間）の助成を拡大し、経済的支援の拡充を図る。	母子が健やかに生活できるよう、妊娠、出産、育児と切れ目のない母子保健サービスの提供を図る。	
81	健康増進支援事業	健康福祉課	住民の疾病予防と早期発見、健康意識の向上による健康の保持増進を目的とし、がん検診、歯周病検診、骨密度検診、肝炎ウイルス検診を実施する。検診結果を踏まえた保健指導・栄養指導を実施する。	住民が検診を受診することにより、疾病の早期発見・早期治療を行えるようにする。また、受診者各自の健康意識を高めることを目指す。	目標程度	新型コロナ感染症の影響により、実施方法の形態の変更があった。昨年に引き続き、感染対策を第一に、住民が安心、安全に受診ができる体制づくりが必要とされた。不必要な待機時間や受診時間の短縮、密集を防ぐ為の取り組みとし、受付時間毎に定員を設け、受診者には厳守をしていただくなどの策を講じた。予約者が自由に来場できたこれまでと比較し、会場内の流れはスムーズであり、実施方法としての効果は高いと考える。 また、昨年度のコロナによる受診控え者に対し、受診勧奨を早期に実施。結果、検診実施回数は計画通り、受診者数は全体で昨年度比、114%と増加した。	検診体制の充実。精度管理強化。利便性の向上。精検受診率の向上。 受診者への安全確保（感染者対策、受診者の不安に対する対応を含む）	新規および経年受診者のさらなる確保。 新型コロナウイルスの感染予防対策により、検診事業が安全に行われていることの周知。	改善して継続	新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、安全に健診が行えるよう、健診事業者と調整を図りながら、状況に応じた対応を実施。また前年度に引き続き、受診勧奨を強化していく。	検診の受診率向上、継続受診及び未受診者勧奨のためPR（新型コロナウイルスの感染予防対策により、検診事業が安全に行われていること等）を工夫する。	
82	高齢者対策事業	高齢者支援課	老人ホーム入所措置、敬老のつどいの開催、いきいきクラブ・シルバー人材センターへの補助、敬老祝金の支給、緊急通報システムの運用、寝たきり老人介護手当の支給、生きいき在宅生活支援事業の委託、手押し車購入費助成等	高齢者が生きがいや誇りを持ち、楽しく安心した暮らしができるようにする。	目標程度	・敬老のつどいでは、演歌歌手による歌謡ショーを開催した。感染症対策のため、検温、マスクの着用、消毒を徹底し開催したが、新型コロナの影響は大きく参加者は目標を大きく下回ってしまった。 ・シルバー人材センターについては、町の支援で新規事業を開始することができた。 ・いきいきクラブについては、感染防止のため活動が鈍化したが、自治会長会議時にいきいきクラブのPRを行い活動や結成の協力依頼を行った。	・いきいきクラブについては、会員の高齢化と役員の手不足が問題となっている。会員のうち60代は約13%であり、役員の後継者見つからず、休止を考慮するクラブも存在する。このため新規加入者とクラブを担っていく人材が必要である。 ・いきいきクラブについては、感染防止のため活動が鈍化したが、自治会長会議時にいきいきクラブのPRを行い活動や結成の協力依頼を行った。	・いきいきクラブについては、会員の高齢化や会員の減少問題があり、新規会員の確保が必要である。	改善して継続	・いきいきクラブについては、住民に幅広く各クラブや連合会を周知するために、随時、広報まちこで活動等を紹介していく。 また設立を考えている団体があった場合には設立に向けての相談や情報提供等の支援をしていく。 ・シルバー人材センターの新規事業が軌道に乗るよう支援をしていく。	前年度の事業内容に改善を加えて実施していく。	
83	地域包括支援センター事業	高齢者支援課	介護予防ケアマネジメント、包括的支援業務、高齢者権利擁護、虐待防止等、高齢者総合相談業務	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる。	目標程度	総合相談業務について、包括支援センター内で毎日打合せを行い個々の相談内容を共有するとともに、毎月事例検討会を実施することで困難な相談も適切に対応することができた。また、要支援認定者に対しては、新型コロナウイルス感染も状況を確認しながら安全にサービスが利用できるよう支援した。	特になし	昨年まで新型コロナウイルス感染が拡大するとサービスの利用や相談件数が減少していた。今年度は相談件数が増加しており、また相談内容も介護だけでなく金銭問題や同居家族の問題も抱えている等、解決困難なケースが増加している。今後も潜在化していた日常生活が困難なケースの相談が増加すると思われる。	このまま継続	対応困難な事例に関しては、地域ケア会議を実施し多職種連携をしていく。また、様々なケースに対応できるよう各自のスキルアップのため事例検討会や勉強会を実施していく。	前年の事業結果を踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるよう事業の取組みを進めていく。	
84	介護予防事業	高齢者支援課	ふれあいサロン推進事業、介護予防教室	高齢者が要介護状態等になることを未然に防止し、地域において自立した日常生活を営むことができるようにする。	目標未達成	新型コロナウイルス感染状況を確認し安全に活動できる環境づくりの支援やコロナウイルスの知識の普及をおこなった。また、ウチン接種会場にて介護予防教室・サロンの紹介や自宅で実施できる介護予防対策についてのチラシの配布をおこない、身体機能の低下予防に努めた。	特になし	高齢者の自主教室やサロンの運営については定期的な支援が必要。コロナウイルス感染を恐れ、教室やサロンを実施しても参加を控える方も多く、閉じこもりによる心身機能の低下や気力の低下が起きる可能性がある。	このまま継続	コロナウイルス感染予防対策を徹底し教室やサロンに安心して参加できるよう支援をおこなう。また、積極的に参加できるように周知を図る。	前年の事業結果を踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるよう支援する。	

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
85	介護保険料の賦課徴収事務事業	高齢者支援課	介護保険法第129条に基づき、第1号被保険者に対し、介護保険料の適正なる賦課を行い、徴収する。	介護保険第1号被保険者による、保険料の完納を図る。	目標未達成	督促状のほか、随時訪問徴収や令和3年12月の催告書送付により、滞納者対策に努めたが、訪問徴収件数を増やすことができなかったため、取納率の改善には至らなかった。	介護保険、後期高齢者医療保険以外の税目の納付書はコンビニ納付対応であるため、まとめてコンビニで納付できないという指摘が町民からある。	納税誓約を結んだにも関わらず履行しない滞納者に対し、不履行とならないよう催告を継続する必要がある。また、新規の滞納者に対し、滞納額の増額を防ぐよう、積極的に納付催促を行う必要がある。	改善して継続	滞納状態が続いた場合の罰則や完納者との均衡、社会保障の仕組み等を説明しながら交渉を続け、納付へ結びつける。また、税務課や住民課と滞納者の情報を共有し、合同で臨むするなど連携して滞納対策を行う。年度途中に被保険者となる者には、口座振替を勧奨し、引き続き未納の発生防止に努めていく。	前年度の実績を参考に継続する。
86	給付管理事業	高齢者支援課	介護サービスの現物支払い分については、国保連合会を通じ、各事業者に支払いを行い、償還払いについては、利用者へ直接支払いを行う。また、給付通知書を送ることにより、サービスの適正な利用を図る。	要介護（要支援）認定者が、介護サービスを適正に利用できるように給付費を管理していく。	目標程度	昨年度に引き続き、給付適正化に取り組んだ。住宅改修の事前申請では、コロナウイルスの影響により現地確認は控えたが、ケアマネジャーや利用者家族から状況の聞き取りを行った。医療と介護を同月中に利用している者については、利用状況を確認し、矛盾があると思われる請求をした事業者に問い合わせ、過誤につなげた。	特になし	高齢者数の増加に比例し、年々増加する給付費について、利用者に合った適正量のサービス提供が今まで以上に求められる。また、こうした意識を関係者に持ってもらうための働きかけを、町が行うことも求められる。	このまま継続	令和3年度の事業内容を引き継いで行っていく。介護給付適正化を促進し、 unnecessaryな支出がないように努める。年々、制度が複雑化しているため、町民や事業者に正確な説明ができるよう、制度理解を深める。	前年度の実績を参考に、介護保険制度の適正な運営を行うため、課内の連携を強化していく。
87	地域密着型サービス事業	高齢者支援課	推進会議での議題をもとに、利用者に対するサービスの向上に関するアドバイスや高齢者総合福祉計画に位置付けられた介護施設の整備を行う。	地域密着型介護事業所が適正な運営ができるよう、また高齢者総合福祉計画の介護施設等の整備を行う。	目標未達成	コロナウイルス感染症の影響により、昨年度、繰り延べした実地指導は順次実施した。運営推進会議は今年度も引き続き書面開催等で行われた。今年度、新たに指定した事業所はない。今後もサービスの需給バランスに注視していきたい。	特になし	高齢化が進行する中、今後も、介護サービスの利用を希望する方が、円滑にサービスを利用できるように体制の整備が課題の一つ。「高齢者が要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた自宅や地域で生活を継続できる」という地域密着型サービスの理念実現に少しずつでも近づけるよう、サービス供給体制の充実を引き続き目指したい。	このまま継続	各事業所において従来までの問題・課題の解決方策の検討に加え、コロナウイルス感染症や災害発生時等の状況下での臨機応変に柔軟な対応策を講じることが求められる。今後も情報提供や指導・助言等、支援体制を強化していく。	コロナウイルス感染症の影響から、定期的な実地指導の実施が困難となっている。近隣市町とも情報交換し、事業所に対する適切な指導・助言を実施できる体制を構築していく。
88	要介護認定事務事業	高齢者支援課	サービス受給のための申請の受付、調査、主治医意見書の取得、認定審査資料の作成、審査会の会議録の作成、審査結果の通知を行う。	介護を必要とする被保険者が、サービスを受けられるようにする。	目標未達成	活動指標は目標を下回った。要因としては、コロナウイルス感染防止のため、施設等での調査不可及び緊急事態宣言の発出による町の調査見送り等があげられる。調査を行わなかった更新申請者については、国からの特例措置により、認定期間を1年間延長したため、審査会は行われなかった。	特になし	新規や変更の申請数（特に入院中の被保険者が状態が安定する前に申請を行うケース）が増えており、規定の期間で認定結果を出すことが難しくなっている。コロナ禍により、申請者と直接面会での調査が難しい状況であり、聞き取りやリモートでの調査が多くなっており、正確な判断が困難なケースが増えてきている。	改善して継続	R3年度の事業を継続して実施しつつ、退院時からの介護サービスがスムーズにあてられるよう、適切な時期の介護認定申請手続きについても連携を図っていく。	前年度の実績を参考に継続
89	道の駅事業	農政課	指定管理者である第三セクター株式会社まじこカンパニーが、過年にわたり施設の管理運営を行う。	道の駅を運営するため、指定管理者制度を導入し、施設を運営するための支援を行う。	目標程度	業務仕様書に基づき、概ね適正に施設運営事業が実施された。コロナ禍の中、集客を見込めるイベントが行われなかったが、農産物を中心に売り上げを伸ばし昨年以上の売り上げ、集客数を見込む予定である。	集客力のある道の駅からコロナ禍の中で苦境に立っている飲食店、陶器店に回遊できるように働きかけが必要	施設の修繕や人件費など経費がかさむ中で、ウィズコロナに合わせた事業を実施して収益の向上を図ることが課題である。	このまま継続	コロナ禍で変化している消費行動に合わせた販売方法が求められている。今後はオンライン通販の商品や、テイクアウト商品を充実させるための検討が早急に必要な。また道の駅まじこで販売する農産物や陶器を通して町内の飲食店や陶器店を紹介し、消費者が町内に回遊できるように取り組みを行う。	道の駅の業務内容や費用負担等について施設管理者と協議・調査の上、随時見直しを図るとともに、施設の将来的な修繕・更新費用について検討して必要がある。
90	担い手総合支援事業	農政課	認定農業者、集落営農、営農集団、農業の後継者に対する研修会の実施、補助金、定期的な相談会の実施等を行う。また、地域農業の現状を把握するとともに、人・農地プランの充実を図る。	地域農業の中心となる担い手の営農活動を支援することで、地域農業及び集落の活性化を図る。	目標程度	担い手確保・経営強化支援事業や経営継承・発展支援事業など、それぞれの条件に合った補助事業を実施し担い手に対して支援を行った。	担い手に対しての補助事業等の支援策。	農業担い手の高齢化及び後継者不足。荒廃農地の増加。	このまま継続	集落営農組織や農業法人に係る補助事業導入に係るフォローアップや組織（法人）化に向けた取り組みを開発機関と連携し進めていく。小泉・本沼地区や里西地区の法人化及び営農支援（生産体制強化）に係る労働量が増加する見込み。	関係機関と連携し、農業経営の安定化に向けて支援を行う。
91	水田農業対策事業	農政課	地域水田農業の将来方向を明らかにするとともに、経営所得安定対策の円滑な事務を行う。	農業者の農業意欲を向上させ、経営の安定を図る。	目標未達成	米の需給調整は達成できなかった。経営所得安定対策については、担い手への農地集積は進んでいるが、担い手の減少等の影響により、加入率の増加に繋がらなかった。なお、益子町農業再生協議会総会については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、書面決議により実施した。また、事業費について、県補助による経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金を増額し、町単独による水田農業推進事業費補助金を減額した。コロナの影響で下落した米価を補填するため、米作付臨時交付金を創設し、各生産者への支援を行った。	国の農業施策等の情報不足。担い手への機械等の補助事業等の支援不足。	新型コロナウイルス感染症の影響により、今後米価下落が危惧されている。県として参考値が示されたが、参考値達成者に対する交付金等はなく、強制力もないため、今後の生産調整については不透明である。	改善して継続	経営所得安定対策の加入を推進し、農業者の経営安定を図るとともに農業経営の組織化等を推進する。	米価動向に対応するため、安定的な収益が得られる作物を模索するとともに、水田農業の効率的利用に努める。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
92	農業振興地域整備促進事業	農政課	4ヶ月に1回の協議会の開催並びに農業振興地域整備計画の見直しを行う。また、優良農地を確保していくため、荒廃農地解消に向けた支援を行う。	農用地の確保及び適正利用の保持を図る。	目標程度	当該年度は3件の申請受付、数件の相談があり、農振除外の適否について法令に基づき適宜事務処理を行った。	町民、議会から荒廃農地の拡大の解消について要望があった。	荒廃農地の解消、再生を担う農業担い手の育成確保が急務である。	このまま継続	農業振興地域制度については、法律により規定されている事務であり、手続き等の簡素化はできない。特に、農振除外の申出に際しては、優良農地確保の観点から、県や農業委員会と十分な連絡調整を図る必要がある。	県や農業委員会と十分な調整を図りながら、優良農地の確保及び荒廃農地の解消に努める。
93	青年農業者育成事業	農政課	新規就農者へのきめ細かなサポートを図るため、農業次世代人材投資事業の円滑な事務を行う。	新規就農時に援助を行うことで、経営安定を図る。	目標程度	農業次世代人材投資資金の受給者に対し、定期的に就業状況及びほ場の確認を行い就業支援を行った。	新たな担い手確保が急務。	全国的に担い手が減少している。	このまま継続	農業次世代人材投資事業から新規就農者総合育成対策へと制度改正となった周知を図り、町内の新規就農者の獲得に努める。	県と十分な連携を行いながら、新たな担い手確保に努める。
94	農畜産の振興事業	農政課	地域農業者に対する営農及び経営、運営支援	地域の営農活動を幅広く支援することで、農業経営の安定化を図り、農畜産物の安全・安心を確保する	目標程度	コロナウイルスの影響により研修会の開催は未実施。県や酪農とちぎと連携し畜産農家の糞尿の苦情の対応及び、処理方法の指導を実施した。	家畜防疫衛生対策・環境汚染の防止。	地域畜産農家の高齢化・後継者不足・環境問題（悪臭・水質汚濁）経営規模の縮小により、組織の改編・廃止を含めた検討が必要。	このまま継続	今後、畜産農家の高齢化が進むため、後継者の育成・確保に努める。また、関係機関（JA・農業振興事務所・家畜保健所等）との連携を強化し、畜産農家への助言、支援を行う。	今後、畜産農家の高齢化が進むため、後継者の育成・確保に努める。また、関係機関（JA・農業振興事務所・家畜保健所等）との連携を強化し、畜産農家への助言、支援を行う。
95	土地改良区支援事業	農政課	益子町土地改良区及び芳賀台地土地改良区へ支援助言をして運営補助金の交付をする。	土地改良区の運営を支援することにより、農家組合員の負担の軽減を図る。	目標程度	土地改良区の運営を支援助言することにより、運営事務手続きが改善されたが、なお引き続き事務の改善に努める。	農家の賦課金の効率的な運用 益子町土地改良区の健全な運営	電気料の高騰や施設の老朽化による維持管理費等の増大により、改良区の財政運営が圧迫されている。	このまま継続	小泉・本沼地区土地改良事業がH30から事業採択となり、益子町土地改良区への補助金を増額した。また、引き続き、益子町土地改良区及び芳賀台地土地改良区の健全な運営確保のために全般的な支援を行う。	小泉・本沼地区土地改良事業がH30から事業が採択となり、今後も引き続き効率的な運営が図れるよう支援する。
96	土地改良事業計画実施事業	農政課	農業農村整備事業を推進し、国庫補助等を活用しながら事業の実施をする。ため池劣化調査・耐震診断・豪雨耐性調査を実施する。	農業農村整備事業計画を進行管理し農業生産基盤を向上させる。ため池現況調査を行い、対策工事の必要性を判断できる結果を出す。	目標未達成	小泉本沼地区の畑地帯総合整備事業は、小泉地区の畑地帯工事に着手した。里西・星の宮地区土地改良事業では事業説明会を行い、アンケート調査や事業参加への働きかけを行ったが、同意率は約75%であった。	里西・星の宮地区土地改良事業に関し、地権者及び耕作業者から特別賦課金の無料化及び芳賀台地農業用水経常賦課金の負担軽減が叫ばれている。	里西・星の宮地区土地改良事業において、特に里西地区の同意率が悪い。反対者の一部が、地区内に所有箇所が点在し、虫食い状況である。まずは、反対者への働きかけが課題	このまま継続	里西・星の宮地区土地改良事業の実施に向けて、農家の合意形成のための支援及び関係機関と連携し、同意率100%を目標に働きかけを行う。ため池事業については調査の結果、NG判定が出た池を総合的に動かし、今後の対策工事に向けた優先順位をつけていく。補正予算で実施設計書等の業務委託も可能性がある。ため池工事補助率（国50% 県25% 町25%）起債制度あり。	里西地区の同意が上らない場合は、星の宮の水田地区を単独で事業実施する選択も考えられる。ため池整備工事の推進。
97	農業用施設維持管理事業	農政課	益子西部地区の農道整備及び水路改修	農作業用道路・や水路を支障のない状態にする。	目標程度	早期に発注したため、工期限りも前に工事が完成した。	施設老朽化に対する予算措置	土地改良施設の老朽化	終了・完了	特になし	特になし
98	多面的機能支払交付金事業	農政課	多面的機能支払交付金事業の活動組織への支援と助言。	多面的機能支払交付金（H25年度までは農地・水保全管理支払交付金）事業の適正な執行。	目標程度	地域共同による農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全活動の取組を適正に行った。平成26年8月には推進協議会を設置し、職員を雇用し研修会を開催するなど、活動組織への支援の充実に努めた。また、平成30年5月に広域組織を設立し、現在21組織の会計処理を引き受けている。	活動組織の事務の簡素化	活動組織での申請書、報告書作成などが多くなっている。	このまま継続	資源向上（長寿命化）交付金が平成30年度から再開されたため支援を行う。また、引き続き、各活動組織に対し、丁寧な指導助言を行い、事業が円滑に実施されるよう努める。	本事業が平成27年度から法整備されたことにより、更なる効果的な事業となるように努める。
99	農業委員会運営支援事業	農政課	法令業務（農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金基金法等に基づく業務）、農業振興業務（農地パトロール、農地の利用集積等）、意見の公表建議、答申等を行う。	優良農地を確保し、有効利用及び担い手の確保・育成を目指し、適正な農地行政と農業農村の振興に努め、農業者の生活・地位の向上を図る。	目標以上	複雑多様化する事業に対し、適切な指導に努め、優良農地の確保や担い手の確保・育成を目指し、適正な農地行政と農業農村の振興を図った。	特になし	太陽光発電施設や買受価格等に関する農地転用など特殊事業の相談・問い合わせが多い傾向にあり、より高度で多岐にわたる知識が求められていることから今後、関係事務量の増加が見込まれる。	このまま継続	多くの知識を收取し、的確な運営支援を行うことで委員会運営を円滑に行う。	円滑な運営支援を行っていく。
100	青色申告会支援事業	農政課	簿記記帳研修会、指導会、申告受付等を行う。	各農家が簿記記帳を通じ、経営内容の正確な把握、経営の合理化、節税をできるようにする。	目標程度	コロナ禍において、感染予防対策を講じるなどし、会員及び指導員の完全確保に努めた。当該年度においても会員の減少が続いており、会の維持運営が今後課題となる。確定申告書等の書類が税務署から送付されなくなったことから、事前に書類を用意し、希望者に配布した。	特になし	税制改正に伴い、所得税及び消費税も複雑化しており、電算化の導入について検討を要する。相談会において、コロナウイルス感染予防対策に関する十分なスペースが確保できない。相談会の場所、日程等について考慮が必要。また、十分な研修なども行われていない現状にある。	このまま継続	コロナウイルス感染症の影響により、単位努力・事業費共に増加。郡・県の指導会に積極的に参加し、指導員の資質向上を図る。また、会員のニーズにあった運営を目指す。	多様化する申告内容や税制改正に対応できるよう、知識の習得・研鑽に努める。インボイス制度について制度の理解を深める。
101	農業者年金事業	農政課	保険料の国庫補助対象となる、認定農業者および40歳以下の農業者に対して重点的に加入促進を図る。	国民年金に加えた農業者の老後の備えとするため、税制上でメリットの多い終身年金である農業者年金の加入を推進する。	目標程度	目標程度の成果を上げることができた。	特になし	加入対象者の減少	このまま継続	今後も引き続き加入促進・広報活動を行う。	引き続き加入促進を図る。
102	農地法に基づく申請支援事業	農政課	申請者に対する必要書類の説明、申請書の受付、許可書の交付及び進達を行う。	申請者に対し、記入方法や必要書類を説明し、申請が滞りなくできるようにする。	目標以上	申請者に対する必要書類の説明、申請書の受付、許可書の交付及び進達を行った。	特になし	複雑化、多様化する内容に対し、より高度かつ高質な知識の習得が求められる。	このまま継続	分かり易く的確な説明により、申請の不備を防ぐ。	分かり易く的確な説明により、申請の不備を防ぐ。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
103	農地の利用状況調査及び指導事業	農政課	年1回、農地の利用状況調査を行い、利用状況の低い農地所有者に対し、農業上の利用の促進を図るため指導等を行う。	農地の利用状況調査及び指導等を行うことにより、農地の遊休化を防ぎ、農地の利用増進を図る。	目標以上	農地の利用状況調査の結果に基づき、利用意向調査を実施した。	特になし	耕作放棄地については、山間部や解消しても耕作に不向きなところがあり、山林化している箇所については非農地化に向けて進めていく必要がある。 利用状況調査、意向調査は制度改正により、細部にわたり調整が必要となった。	このまま継続	自発的解消がされるよう啓蒙活動を実施する。 耕作放棄地を解消できるよう引き続き、幹旋活動を実施していく。 利用意向調査は制度改正により全筆調査となったことから円滑な実行に努める。	自発的解消がされるよう啓蒙幹旋活動を実施する。
104	台帳整理事業	農政課	農地台帳の管理、税務課税台帳との実合を行う。証明書等の交付を行う。転用、所有権移転等の台帳処理を管理する。	農地の所在、面積、所有者等の情報を適切に管理するとともに、即時に照会、証明ができる環境を確保する。	目標程度	農地台帳の管理、税務課税台帳との実合、証明書等の交付、転用・所有権移転等の台帳処理を行った。	特になし	住基・課税情報とリンクしておらず、居住地等の把握が困難である。 次年度より農地情報公開システムがフェーズ2に移行し、業務が複雑になる。	このまま継続	農地台帳の公開が義務付けられていることから、正確な管理に努める。 また、農地情報公開システムが運用されることから事務量の増加が見込まれる。	農地情報の正確な管理に努める。
105	タウンプロモーション事業	観光商工課	観光戦略に基づく事業施策の推進。観光プロモーション企画の実施・支援。観光PR（紙媒体及びSNS等を活用した情報発信）により広く益子町の魅力を発信し誘客促進を図る。	益子777（関係人口）づくりによる観光客入込増を図る。 滞在型観光地域づくりを目指し、滞在時間の延長を図る。 地域資源に付加価値を見出し、観光収入の質・単価を向上させる。	目標程度	観光の基幹産業化「観光地域づくり」を図るためのDMO法人ましろラボにおいて、WEB陶器市を年2回開催（4/29-5/9、2/19-27）、ふるさと納税独自サイトを公開し（11/18）、土祭においてツーリズム事業と住民プロジェクト事業を掛け負った。結果、管理顧客数が想定を上回る4,904名となり、WEB陶器市メルマガ会員数7,318、Instagramフォロワー数8,890となった。 また、観光協会では益子まるごとクーポン事業を行い、町内施設の宿泊者に対し体験と買い物・飲食クーポンを配布した。結果、1,576件以上の観光客数を誘引し、町内宿泊を促すことができた。 また、益子×セントアイブス100年祭事業においては15,221人の来場があり、観光客数の増加に寄与した。R4以降においても、コロナ対策を徹底したうえで、どのように陶器市をはじめとしたイベント等を実施出来るかを検討していく。	コロナ禍による陶器市中止の販路開拓策としての「WEB陶器市」の継続やふるさと納税独自サイトの公開は、益子焼をはじめとする地場産業にとって今後も高いニーズがある。	「WEB陶器市」は今後も高いニーズがある一方、収益性が低い事業となっているため、事業継続にあたっては現在とは異なる形で手法や財源の確保を検討する必要がある。また、DMO法人ましろラボや、観光協会と連携し、効率的な観光事業推進、効果的な情報発信等を行う方法を検討していくことが課題。	このまま継続	DMO法人ましろラボを中心に、町内関係機関との事務分担の整理を行いながら、効果的な観光事業推進、効果的な情報発信等の推進体制を整えていく。あわせて、「英国プロモーション事業（仮）」「益子まるごとクーポン事業」「おもてなし事業」「ラウンジバケーション事業」を推進し、観光の基幹産業化をめざし、滞在型観光地づくり及び、イベント誘客事業に取り組む。 また、ましろラボについては事業継続のための財源確保などを図っていく必要がある。	DMO法人ましろラボを中心とした事業組織を確立し、マーケティング・マネジメントに基づく観光地経営の視点に基づいた観光地づくりを目指す。
106	フォレスト益子活用事業	観光商工課	フォレスト益子及び天体観測施設と益子の森の管理運営、を行う。	国内外観光客の入込数を増やす。おもてなしの精神から接客対応の充実。	目標程度	7月外益子の施設利用者については、コロナ禍の影響を受け、施設利用者数は減少していたが、徐々に回復傾向にある。施設利用者に対しては、拡散防止対策ガイドラインを徹底するよう啓発し、安全な運営を図っている。	フォレスト益子の活用についてのPRの充実。 宿泊施設利用者より、wi-fi整備の要望。	展示室については、町の地形や環境について興味を持って立ち寄りていただけるような、四季折々変化のある展示、町内のイベント等とリンクした内容の展示等をするなどの工夫が必要。 宿泊棟については建設後20年以上が経過し、床や壁などが老朽化しているので大規模な改修が必要になってくる。	このまま継続	益子町、宿泊施設、レストランとの連携を密にして、施設全体のサービス向上と利用者の増加を図る。	継続して施設全体の利便性の向上と魅力アップを図り、利用者の増加・リピーターの創出に努める。
107	消費生活対策事業	観光商工課	芳賀地区消費生活センターでの消費生活相談と多重債務相談。広報での啓発活動。消費生活研究会員や相談員による出前講座の開催。	消費者被害の未然防止と被害者救済のための支援をする。	目標程度	出前講座は、新型コロナウイルス感染症のため中止となった。芳賀地区消費生活センターは、相談員が必要な研修に参加し、研鑽を積んでいる。	益子町のほか芳賀町・市井町・茂木町を管轄し、高齢化やインターネットの発達による消費生活相談のニーズがある。	電話勧誘トラブル（光回線・電力会社乗り換え等）や通信販売での定期購入販売等のトラブルが増加しているため、広報活動を行うトラブルに巻き込まれないように注意喚起の継続が必要。	このまま継続	消費者問題を未然に防ぐため、啓発活動に力を入れていく。また出前講座などで消費生活センターのPRをするほか、広報活動に努めて消費生活関係の啓発活動を進めていく。	広報活動に努めて、消費生活関係の啓発活動を進めていく。
108	商工業振興事業	観光商工課	企業等の誘致促進、新規事業の創出や空き店舗解消のため、町内で起業する方に対して事業費を補助する。融資制度による保証料や利子補給の補助をすることにより商工業の健全な経営を図る。	町内起業希望者、町内商工業者に対し支援をすることにより産業の振興を図る。	目標未達成	起業支援補助金について、2件に補助金を交付決定した。（飲食業・販売業） 起業支援補助金のトータル件数が31件となった。 融資については、限度額を1,500万円まで拡充しており、運転資金にも据え置き期間6か月を設けている（利子補給の補助率は0.5%） 10月からは保証料補助を全額補助とした。	コロナ禍で起業が難しい時期ではあるが、起業に関するお問い合わせは毎年10件程度ある。町内で起業したい方の中には、空き店舗情報を求める方がいる。議会から積極的な企業誘致を求める声もある。	企業誘致については、産業団地の買収、造成を円滑に進めていくことが課題。 起業者に対しては商工会等での経営指導を促し、健全な経営が継続できるように図っていく。また、空き店舗の情報を求める方からの問い合わせはあるものの、空家バンクに店舗の登録がなく、マッチングがうまくいかないことが課題。	改善して継続	起業支援補助金の補助金申請者が減少傾向にあるため、さらなるPRに努め利用者の拡大に努める。 企業誘致の人員確保により、積極的に企業誘致に取り組んでいく。 産業団地の買収・造成に向け情報収集を行いながら実施していく。 益子本通り地区について空き店舗活用につながるよう事業計画を作成する。	R3年度までの取組を検証しつつ、必要に応じ見直しをしながら、さらに産業団地の造成に取り組み、雇用確保に取り組んでいく。
109	伝統工芸品産業支援事業	観光商工課	益子焼関係団体振興協議会、益子焼協同組合、益子焼販売店協同組合に、PRや販路拡張のための補助金を交付するほか、益子芳星高校の益子焼作陶活動を支援する。また、益子焼を業とする者、独立しようとする者に行った貸付金を回収する。	町の伝統産業である益子焼を活性化するため、関係団体を支援する。益子焼を業とする者、独立しようとする者が作陶活動を円滑に進められるように基金より貸付けたものを返済計画どおりに回収する。	目標程度	益子焼関係団体振興協議会等において、益子焼のPR・販路拡張のための活動を展開した。大塚実基金は、H25年度までとR2年度に実施した資金金の回収を行った。「益子焼使おう条例」をPRするため、SNSを活用したフォトコンテストを実施した。かさましこ日本遺産認定記念として、販売店と飲食店に関する推奨店事業を行った。	益子焼販売額の増、仕事するの町づくりに関し根強い要望がある。	PR活動等が、販路拡張にどの程度結びついているかの検証が不足している。 貸付金の返済が遅れ気味の数が数名いる。 益子焼の普段使いを推進するための工夫が必要である。	改善して継続	限られた予算で効果的な運用が求められるため、事業内容を検討していく。 新たな対応への可能性に向けて大塚実基金の原資を返済計画どおりに増やしていく。 SNSを活用したデジタルプロモーション事業等を実施する。	限られた予算で効果的な運用が求められるため、令和4年度での新規事業等も踏まえ、事業内容を検討していく。 新たな対応への可能性に向けて、大塚実基金の原資を返済計画どおりに増やしていく。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
110	地域通貨事業	観光商工課	地域通貨の発行・販売・換金を行う。	地域通貨の流通を通して、町内における地域活動・ボランティア活動の推進を支援する。	目標程度	新型コロナウイルス対策として、コロナ対応接種率アップ事業、子育て応援手当の支給が地域通貨でおこなわれた。	特になし。	プレミアム商品券と同じ使用方法とされている方が多いため、循環していないことと、大型店での使用額が大きいことが課題。 まじぽポイントへ地域通貨を移行させていきたい。まじぽポイントの使い勝手向上が課題。	改善して継続	各課で予算化している地域通貨を地域ポイントへ移行してもらうため、スムーズな移行ができるような方法を検討し、協力を得られるように図っていく。	まじぽポイントへ移行できるように図っていく。
111	就業支援・雇用創出事業	観光商工課	事業者・求職者・創業者希望者のためのセミナーを開催し、雇用拡大・就職促進・雇用創出を図るため、セミナーや就職面接会を開催する。若年者の正規雇用拡大と地元への定着を支援するため、奨励金を交付する。	町内事業者の地域雇用を支援するとともに、求職者の地元就職者を増やす。	目標未達成	昨年に引き続きコロナ禍であったが、求職者や起業希望者が就職するため、起業するために必要な知識を学ぶためのセミナーを開催した。 合同就職面接会を3町（益子町・市貝町・茂木町）合同で実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響があるのか参加者は減少傾向であった。	有効求人倍率の向上に向けた取組を継続して行うよう要望がある。	定員を超えるセミナーもある一方で、定員に満たないセミナーもあるため、ニーズに応じたセミナーの開催。	改善して継続	益子町商工会と連携し、受講者のニーズに合わせた講座内容の検討。 合同就職面接会を3町で実施予定であるため、スムーズな開催に向けて連携していく。 就業支援補助金・雇用支援奨励金の制度の周知と事務処理ができるように図っていく。	令和3年度までの取組を検証しつつ、必要に応じ見直しをしながら、さらに発展させ就業支援・雇用確保に取り組んでいく。
112	益子町文化のまちづくり事業	観光商工課	益子町文化のまちづくり事業として、美術館事業では企画展を開催、交流事業においては、国内及び海外作家の招聘公募をおこなう。	陶芸文化の担い手を輩出し、益子焼の飛躍に貢献する。	目標未達成	益子陶芸美術館で企画展を年間5回開催。 益子国際工芸交流事業は、コロナ感染症の影響により国内外作家の滞在事業を行うことが出来なかったが、益子国際工芸交流館を会場としたワークショップを8月から10月に4回実施した。	特になし。	国内外作家の公募招聘事業について、コロナ感染症の影響により作家滞在が難しい状況であった。 陶芸美術館について施設の老朽化による大規模修繕工事が今後必要となってくる。必要な修繕については計画的に実施し企画展の開催、交流事業ともに事業が円滑に実施できるよう取り組んでいく。	改善して継続	美術館来館者層の把握分析や情報発信方法についての検討改善することで、美術館の魅力的を効果的に発信しより多くの人が美術館を訪れていただけるよう取り組んでいく。	陶芸を中心としながら工芸全般についての企画展を開催していくことで、より魅力のある美術館を目指す。 益子町の文化観光政策と連携をしながら事業を進めていく。
113	法定外公共物管理に関する事業	建設課	土地の境界を適正に管理する。 用途廃止申請についての処理を行う。 使用許可申請の許可事務を行う。	法定外公共物を適正に管理し、町民が法定外道路および水路の形態を把握できるようにし、利用しやすくする。	目標程度	境界確定資料の電子化により事務作業の効率が図られた。	境界の確認或使用許可の申請、ニーズは毎年一定数見込まれる。	法定外公共物は境界が不確定な場所が多数存在し、トラブルが発生するケースがある。 法定外公共物の境界確認において、現地が公図や測量図等と一致しない場合が多くあり、境界を確定するのに時間を要する場合がある。	このまま継続	境界の確認及び使用許可を行、法定外道路の適正な管理をしていく。	法定外公共物の適正な管理を行う。
114	道路及び河川の維持管理に関する事業	建設課	道路・河川の保全に関する計画の立案、維持補修工事の実施、道路に流出した土砂除去、除雪の実施、自治会等で道路を補修するための砕石・コンクリートなどの支給を行う。	道路及び河川の維持管理を行い、町民が安全で利用しやすい状態を保つ。	目標未達成	維持工事の一括発注方式を3地区、前期と後期の2回に分けて実施した。修繕箇所を把握し、安全性経済性を考慮して優先順位を持って対応した。 橋梁長寿命化計画に基づき2橋の橋梁補修を実施した。	舗装補修や道路の草刈りなどの要望が多い。	町内建設業者の数が減少しているが、道路補修要望等は増加しており、時間がかかるようになってきている。 舗装の耐用年数が過ぎている箇所が多数あり、修繕が追いつかない。	このまま継続	修繕箇所を把握し優先順位をつけ、同コストでより適正な維持管理を行う。 大規模舗装修繕が必要な箇所をリストアップし、計画的に修繕工事を行う。 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、大和田橋の補修工事を行う他、20橋の橋梁点検を行う。 また、大規模舗装修繕についても計画的に修繕を行っていく。	道路補修箇所を把握し、維持工事の一括発注方式実施により、迅速で適正な維持管理を行っていく。 橋梁については橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修を行っていく。また、大規模舗装修繕についても計画的に修繕を行っていく。
115	町道の用地管理に関する事業	建設課	町道の境界を適正に管理する。 道路占用申請の許可事務を行う。	町道用地を適正に管理し、町民が町道沿いの土地を有効活用できるようにする。	目標程度	境界確定資料の電子化により事務作業の効率が図られた。 未登記状態の箇所が8件解決した。	近年、境界確認のニーズが増加している。 未登記処理の解決が望まれている。	未登記処理において、長期に相続ができていない箇所は膨大な労力がかかるため困難である。	このまま継続	町道と用地との境界確認及び道路台帳整備を行う。 町道の未登記処理を行い適切な道路用地の管理を行う。	町道用地の未登記箇所を調査し処理を行っていく。 道路用地の適切な管理を行い、事務作業の更なる効率化を図る。
116	道路整備事業及び関連協議会事務に関する事業	建設課	道路新設改良に必要な測量設計、用地取得、工事を行う。また、道路関連協議会等に関する事務を行う。	幅員が狭小な道路や通行量が多い道路に対して、道路幅員の改良、歩道の設置を行うことで安全性の確保や通行性の向上を図る。	目標程度	町道18号七井大平線通学路整備事業について、用地取得を行い、通学路整備工事を実施した。（工事については電柱移転等に時間を要し、繰越となる。） 町道170号一の沢円道寺バイパス整備事業について設計業務委託を実施し、関係者へ説明会を実施した。 その他、町道8号線ほか10箇所の道路改良舗装工事を実施した。	歩行者、自転車安心して通行できる空間を確保した道路の整備が望まれている。 緊急車両等が入れない狭い（幅員4m未満の）道路の解消・舗装が望まれている。 道路の側溝が整備されていない箇所について整備が望まれている。	道路改良事業に対する補助金がつきにくくなっている。 通学路の歩道整備は住宅地であることが多く、多額の補償費が必要となるため、事業化のハードルが高い。 側溝未整備の箇所が多く、側溝整備に多額の費用がかかる。	このまま継続	町道170号一の沢円道寺バイパス整備事業について、用地測量業務および用地取得を行う。 町道155号参考館線通学路整備事業について、設計業務を行う。 その他町道について、側溝の整備や局所的な改良を行い、道路の雨水対策や局所的危険箇所の改善を図る。	町道170号一の沢円道寺バイパス整備事業について、用地測量業務および用地取得を行う。 町道155号参考館線通学路整備事業について、設計業務を行う。 その他町道について、側溝の整備や局所的な改良を行い、道路の雨水対策や局所的危険箇所の改善を図る。
117	都市計画企画調整事業	建設課	都市計画図閲覧、用途地域等証明書発行等窓口業務及び、都市計画審議会の実施。建築確認受付、屋外広告物許可申請等。昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対し、耐震診断や建替改修費の一部を助成するもの。ランドスケープ計画の推進。	都市計画事業を円滑に進めること。法の遵守による適正な建築等を守り、住民の安全で快適な生活を守る。益子町建築物耐震促進計画（二期計画）の住宅の耐震化率95%達成に向け、耐震診断や改修等費用の負担軽減を図るもの。	目標程度	屋外広告物の申請受付、建築確認申請受付などの多様な申請業務の実施。耐震アドバイザーや耐震建替制度の利用促進のため、広報誌、ポスティングにより、周知した。 ランドスケープ計画推進のため、ランドスケープ計画推進委員会を設置し、各地区のワークショップを実施した。	特になし	窓口に関しては各種申請、相談に伴う専門的な知識の習得。耐震改修等の町民の防犯意識の低さが問題であり、これからのようにして身近な問題として耐震に関する意識向上を図るかが今後の課題である。高齢化社会や後継者不足がもたらす人手不足により、里山風景の維持が困難となる場所への対策やボランティアや携わる方を増やしながら、地域づくりを進めていく必要がある。	このまま継続	多様な申請に対応できるようにする。今後も耐震アドバイザー派遣事業を実施し、専門家から助言を受けることにより、耐震に関する意識向上を図る。 益子町ランドスケープ計画を進めるため、組織づくりや各地区のワークショップを行う。	今後の都市計画事業拡大により、計画的な事務手続きを行っていく。 町民や団体による景現づくりが円滑に進められるよう、活動の支援を行っていく。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
118	都市計画建設事業	建設課	都市計画道路や都市施設の整備・維持を行う。また、必要に応じ、都市計画施設の決定や変更をするため、都市計画審議会にて審議を諮る。役場周辺土地区画整理組合に対して技術的・資金的支援を行う。	計画にもとづいた事業選定や、事業の見直しを適宜おこない、都市計画事業の円滑な運営を図る。土地区画整理事業の推進。	目標程度	R3年度は、都市計画道路・水路・地質調査・河川測量等計6本の業務委託を実施した。またR3.10に組合員へ仮換地(案)を提示した。庁内検討委員会を設置し、現状の把握と分析及び課題の整理を行い、立地適正化に関する基本方針を検討した。	地元関係者から役場周辺土地区画整理事業について、早期の整備要望あり。	地権者の未同意数は減少したが、仮換地(案)に対し要望内容が難しい事例がある。公民連携や、空き家、空き店舗、公共交通との連携が必要である。	改善して継続	未同意者等の対応について、引き続きサポートしていく。 益子都市計画マスタープランに基づき、コンパクトなまちづくりに向け、立地適正化計画を作成する。併せて役場周辺整備に係る都市構造再編集中支援事業の導入に向けて検討していく。	区画整理事業の事業期間内の完了を目指し、支援していく。 「コンパクト+ネットワークによるまちづくり」を推進するため、都市構造再編集中支援事業を導入し、住み続けられるコンパクトなまちづくりの実現を目指していく。
119	公共下水道整備事業	建設課	社会資本総合整備計画（R2～R6の5年計画）に基づき、住民の要望や財政計画等を検討し、計画的・効率的に費用対効果を前提に整備事業を進める。	住民が下水道を利用することにより、公共用水域の水質がきれいになり、衛生的で快適な生活を営むことができる。	目標程度	整備目標を達成することができた。R2年度末時点において供用開始している地区を中心に、接続世帯数が増加した。未接続世帯への接続あっせんを行い、接続啓発に努めた。	埴地区については今なお早期整備要望が強い傾向にある。新たに供用開始した区域における接続促進を図る。	埴地区について、より計画的に整備が進められるよう事業費の予算確保に努める。また、未償還金の残高及び今後も引き続き予定している浄化センター建設工事に伴い、さらに未償還金が増えていくことが予想されるため収支のバランスを見ながら事業を進めていくこととする。さらに、水洗化率向上のため引き続き接続啓発に努める。	このまま継続	社会資本総合整備計画（R2～R6の5年計画）に基づき、住民の要望や財政計画を勘案しながら、費用対効果を前提に埴地区整備事業を計画的・効率的に進める。具体的には、H26年度から整備を開始した埴地区について計画的に事業を進めている。また、R4年度からは新たに浄化センター沈砂池ポンプ棟建設工事を複数年で実施する。未接続世帯については接続促進のための補助制度を検討する。	役場周辺土地区画整理事業区域内の整備については、進捗状況に合わせて優先的に実施していくが、埴地区の整備については、全体事業費や収支バランスを鑑みながら引き続き計画的に事業を進めていく。未接続世帯については引き続き接続啓発に努めていく。また、新たに供用開始した区域については、益子町工事組合と協力し接続啓発に努める。
120	公共下水道維持管理事業	建設課	下水道管路施設の維持管理及び補修を行う。益子浄化センターの維持管理及び補修を行う。	下水道管路やマンホールポンプ施設及び益子浄化センターを順調に稼働させて、下水道を使用している家庭からの汚水を排除できるようにする。	目標以上	ストックマネジメント計画に基づきテレビカメラ調査を実施した。今年度で当初当該計画で予定していた箇所調査が完了したため、次年度調査箇所の追加及び見直しなどの計画変更を行う。 益子浄化センターの異常事態による停止状態は皆無。	ストックマネジメント計画については、計画年度中間で改善等の見直し、評価等を実施し、計画目標との数値にかい離が生じないように事業運営を図られたい。	供用開始から30年が経過しているため、終末処理場における機器更新があるのでストックマネジメント計画に沿った修繕改築工事を行う必要がある。また、管路施設については老朽化による不明水の浸入等があるので、テレビカメラ調査により、修繕改築計画を策定し長寿命化対策を行っていく必要がある。	このまま継続	維持管理については専門的知識及び専門資格を有する業者に委託している状況だが、包括的民間委託を活用し、維持管理費の抑制に努める。ストックマネジメント計画に位置付けた調査箇所が早期に完了したため、計画の見直しを行う。調査結果により緊急的な補修が必要な箇所については補修対応を行い、布設管まよの不明水対策を推進する。	維持管理費・委託費の人員費抑制に努め、ストックマネジメント計画により施設の該当箇所を修繕に努める。現地調査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し、計画的に既布設管渠の不明水対策を実施する。
121	公共下水道業務運営事業	建設課	受益者負担金の賦課徴収事務、下水道使用料の賦課徴収事務、滞納整理事務、下水道への早期接続のための啓蒙活動等を行う。	公共下水道事業を円滑に運営し、受益者負担金の賦課徴収及び下水道使用料の賦課徴収事務を円滑に実施し、滞納額の減少を図る。	目標未達成	公共下水道賦課件数については、目標を上回ることができた。徴収率については現年度分及び滞納分の未納が増加しないよう電話による催告を実施し、督促等徴収率の向上に努めた。	下水道使用料、受益者負担金の未収金の圧縮に努めること。	新型コロナウイルスの影響により受益者負担金・下水道使用料の徴収率の低下が懸念される。	改善して継続	公共下水道事業特別会計の公営企業の法適用化に向けて、固定資産台帳整備や会計システムを導入する。 滞納世帯・未納世帯への催告を強化し、納付の促進を図り、収納率の向上に努める。	公営企業の法適用への目標移行年度である令和6年度へ向け、令和2年度に策定した基本方針に基づいて固定資産台帳や会計システムの整備を進める。 滞納世帯・未納世帯への催告を強化し、納付の促進を図り、収納率の向上に努める。
122	農業集落排水施設維持管理事業	建設課	下水道管路やマンホールポンプ施設の維持管理及び補修。農業集落排水処理施設の維持管理及び補修。	下水道管路やマンホールポンプ施設及び処理場を順調に稼働させて、農業集落排水処理施設を使用している家庭からの汚水を排除できるようにする。	目標程度	水処理施設の維持管理及び機械装置の交換や修繕など必要に応じた補修の実施。また、不明水対策のため管路施設の修繕工事を行った。	維持管理費等の経費削減。費用対効果を前提に事業を進める。	耐用年数経過により機器の修繕費の増大が懸念される。さらに不明水対策が必要である。	改善して継続	終末処理場に流入する汚水量の推移を注視しながら、引き続き不明水対策を実施する。	費用対効果を前提に事業を進め、維持管理費等の経費削減を図る。計画的に既布設管渠の不明水対策を講じる。
123	農業集落排水運営事業	建設課	使用料の賦課徴収事務を円滑に実施するとともに滞納者については、催告を実施し、使用料の滞納額減少に努める。	農業集落排水事業を円滑に運営し、農業集落排水への早期接続の啓発に努める。また、使用料の賦課徴収事務を円滑に実施し、滞納額の減少を図る。	目標程度	農業集落排水使用料の賦課件数については目標より上回ることができた。施設使用料徴収率については催告を実施し、収納率の向上に努める。	使用料の未収金の圧縮を図られたい。	今後も新型コロナウイルスの影響により施設使用料の徴収率の低下が懸念される。	このまま継続	農業集落排水事業特別会計の公営企業の法適用化に向けて、固定資産台帳整備や会計システムを導入する。 滞納・未納世帯への催告を実施し、施設使用料の収納率の向上に努める。	公営企業の法適用化の目標移行年度である令和6年度に向けて、令和2年度に策定した基本方針に基づいて固定資産台帳や会計システムの整備を進める。 滞納・未納世帯への催告を実施し、施設使用料の収納率の向上に努める。
124	浄化槽普及促進事業	建設課	循環型社会形成推進地域計画（R1～R5の5年計画）に基づき、浄化槽の計画的な整備を進めていく。町補助金申請者に対し、適切な書類審査・現地確認検査を実施し補助金を交付する。	公共下水道及び農業集落排水の処理区域外の住民が浄化槽を設置することにより、公共用水域の水質を改善し、衛生的で快適な生活を継続させる。	目標未達成	浄化槽設置件数については計画である72基のうち34基について補助金を交付した。合併浄化槽補助金の相談において、窓口対応のほか電話やファクシミリでも対応した。	国の補助制度の改正があり、令和2年度より町の補助制度の内容を見直しを行った。また、コロナ禍の影響を受け、新規住宅の申請が伸び悩んでいる。浄化槽法で定めている法定検査の未受検数が多いため、栃木県浄化槽協会と調整し改善を図るよう努めていきたい。	国の補助制度の改正があり、令和2年度より町の補助制度の内容を見直しを行った。また、コロナ禍の影響を受け、新規住宅の申請が伸び悩んでいる。浄化槽法で定めている法定検査の未受検数が多いため、栃木県浄化槽協会と連携し周知を図る。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、広報し啓もう活動を実施していく。	このまま継続	国の補助制度の改正により、町の補助制度の見直しを行ったので、住民や浄化槽設置業者に対して、町の補助対象内容について判断しやすいよう分かり易く継続して周知していく。 浄化槽の維持管理について指導強化に努める。特に法定検査の未受検者に対して栃木県浄化槽協会と連携し周知を図る。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について指導強化に努める。	住民や浄化槽の設置業者に対しての町の補助対象の内容を周知する。浄化槽設置者に対しては、維持管理について指導強化に努める。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
125	地籍調査事業	建設課	一筆ごとの土地について調査を行い、所在、地番、地目、面積、筆界を明確にし、地籍図・地籍簿を作成する。地籍図・地籍簿を登記所に送付し、登記に反映させる。	土地の地籍を明確にすることにより、土地取引の円滑化、境界紛争の防止、災害復旧をはじめとした公共事業等の迅速化、課税の適正化等に寄与する。	目標程度	新規地区の前沢Ⅱ、上大羽Ⅰ、大沢Ⅱ地区は基準点設置・一筆地調査・一筆地測量を、継続地区の山本ⅩⅢ、前沢Ⅰ、大沢Ⅰ地区は地籍図・地籍簿の作成、閲覧を計画通り実施済みであります。山本ⅩⅢ、前沢Ⅰ、上大羽Ⅰ地区事業費については、国庫補助金の配分率が低迷している中、前年度末の国庫補助補正予算が満額確保できたので、通常より広い面積を早期に着手することができ、効率性の向上に繋がった。また、大沢Ⅰ地区の閲覧を地元町施設のあぐり館を利用することにより、地権者の利便性が増し閲覧率の上昇に繋がりが、サービス水準が向上したものと考えます。	実施時期の問合せや早期実施についての要望がしばしばあった。	前沢Ⅰ地区で1件筆界未定が生じ、山林2筆と法定外公共物(道)で筆界線の入らない地籍図を作成。 山林部分については、境界を把握している方が高齢化しており、国が優先的に事業推進している土砂災害警戒区域等に指定されている地区が多いため、早期に実施することが望まれる。 全地区完了するには、多大な費用と時間がかかる。 町の要望どおり国庫費が確保されるかは不透明である。	このまま継続	R4年度上大羽Ⅰ(継続)、上大羽Ⅱ(新規)地区の事業費については、R3年度の国庫補助補正予算を確保することができたため、R3年度予算からの繰越により実事業費は増加する。R3年度補正予算を確保できなかった新規及び継続地区各2地区を含め、新規地区及び継続地区をそれぞれ3地区ずつ実施するとともに、3年目の3地区(山本ⅩⅢ、前沢Ⅰ、大沢Ⅰ)については、6月末までに県を通し国へ認証請求を行い、認証を受けた後速やかに法務局に地籍図・地籍簿を送付する。	R2年5月に国が策定した第7次国土調査事業10周年計画及び第3期まじこ未来計画に基づき事業を推進していく。国では土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害が想定される区域を最優先に、次に社会資本整備総合交付金事業関連区域を優先配分することを示している。そのため、関連の無い区域については国庫補助の確保が困難になることが懸念されるが、地図混乱区域については早期に実施できるよう県、国に対し粘り強く働きかけをしていく。また、国有林隣接区域については国と事前協議を行い、地籍調査に入る前年度までに境界検測を実施したいたが、それには国で相当の予算確保が必要となるため、計画的かつ継続的に実施していく。
126	支出事務事業	会計課	法令等に従う適正な支払処理が行われているかの審査、正確で効率的な支出処理の執行。	適正な支払審査と、正確な支出。	目標程度	支払方法(口座振込・用紙振込・現金払等)全体の口座振込件数の割合を目標8割としているが、達成ならなかった。公金の安全・明瞭な支払方法として、口座振込を推奨するよう各課担当を通してすすめていく。口座番号再調査数(=口座振込不能件数)については再調査の結果全件振込みされているため問題なしとする。	特になし	正確な口座情報の収集・入力に努める。 支払方法に関して、現金払から口座振込へ推進(資金前渡払を除く)し、効率化に向けて取り組む。	このまま継続	正確な口座情報の収集・入力に努める。 支払方法に関して、現金払から口座振込へ推進(資金前渡払を除く)し、効率化に向けて取り組む。	継続して実施する。
127	収入事務事業	会計課	町税等を正しく受領し収納する。 収納された公金を会計・科目別に整理し、正確・迅速に収納管理をし日計を確定させる。	公金収納整理を行い、日計・月計・決算に結びつける。	目標程度	公金収納の手段として、窓口収納から口座・コンビニ収納に移行している傾向にあり、収納の利便性と事務の効率化が図られている。	特になし	町税等の収納において、正確性の確保を最優先し、窓口での町公金等の受領・日計整理事務を関係課と連携を図りながら円滑に進めていく。	このまま継続	町民の方への窓口対応をはじめ、各関係課との連携を図りながら、収納業務が円滑に進められるように努める。	継続して実施する。
128	決算等の検査事務	会計課	例月検査を行い、出納閉鎖後3カ月以内に歳入・歳出額の照合・確認を行い、決算額の整理を行う。	議会の承認を得るために、当該年度の決算額の確定をおこなう。	目標程度	例月検査、決算審査にて審査を受け、監査委員から予算通り正確に収入・支出処理が行われているかの承認を受ける。監査を受けることで、事務処理の正確性を保つことが出来る。	特になし	例月検査・決算審査にて監査委員より指摘された内容を公表出来る範囲で周知し、適正な收支執行処理を徹底していく。	このまま継続	適正な収納・支払が行われているか個票の審査を的確に行う。 正確に例月検査資料を作成するため、月計収支額と各項数値との整合性を確認する。	継続して実施する。
129	議会運営事業	議会事務局	定例会、臨時会、常任委員会等の開催。 議員研修の日程や視察先との連絡調整。	住民の代表である議員が、執行機関の行政運営を正確に把握、監視し、更に効果的な政策提言を行える。	目標程度	議場の様子を1階ロビーのモニターで放映し、3階まで行かなくても本会議の様子を視聴できるようにしている。新型コロナウイルスの影響で昨年度に引き続き、今年度も視察研修を中止とした。議会活性化検討委員会において議員定数及び報酬等の協議を行い、議員定数削減について条例の一部改正を議員発議で行った。また、議員会主催で議会の在り方や方向性、政策提言について研修を行った。本会議傍聴者数は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため傍聴席を半分に制限した影響により、コロナ禍前よりも減少している。	3階まで階段を上るのが大変であるため、エレベーターの設置を望む。	議員の資質向上が求められる。	改善して継続	議員間研修及び議員間討議の場を増やし、議員の質をより高めていく。 視察研修の成果を一般質問や政策提言に生かす。	前年度の事業内容に改善を加えて実施していく。
130	議会広報事業	議会事務局	定例会ごとに議会だよりを発行し、全世帯に配布。議会の審議内容や議員の一般質問等活動の周知を図る。 HPに議会の情報や会議録を掲載する。	町民が議会の役割について知り、議員の活動の理解を深める。また、町全体の行政の内容についても関心をもつ。	目標程度	定例会一般質問の映像をDVD化し、中央公民館図書室での貸し出しを行っている。全国町村議会広報研修会が新型コロナウイルスの影響により動画配信での開催となったため、広報広聴常任委員会の委員各自が動画視聴での研修を行った。新型コロナウイルス感染拡大防止のため議会報告会及は中止としたが、自治会長連絡協議会との意見交換会を実施した。	意見交換会を小さい単位(自治会ごと等)で行ってほしい。	議会だよりについて、より見やすくするためレイアウト等の改善が必要である。	改善して継続	議会だよりについて先進事例を研究し、レイアウト等の改善を行う。 議会報告会及び意見交換会の実施方法について他市町を参考にし、より多くの町民の意見を吸い上げられるようにする。	前年度の事業内容に改善を加えて実施していく。
131	監査運営事業	議会事務局	会計管理者から提出された各種資料に基づく計数の調査、現金管理状況と現金残高の確認を行う。企画課長から各種契約状況について説明を受け、必要に応じて書類の確認を行う。	地方自治法等に則した例月出納検査等を、監査委員が円滑に実施する。	目標程度	新型コロナウイルスの影響により郡主催の監査委員研修は中止となったが、全国の研修が動画配信となったため、各自、動画視聴による研修を行った。 昨年に引き続き、決算審査の日程を増やし、特別会計の審査日を別に設けた。	特になし	実践的な研修の機会がない。	改善して継続	監査基準及び実施要領に基づき、適切かつ有効な監査を行う。 積極的に研修に参加し、監査委員の質を高める。	前年度の事業内容に改善を加えて実施していく。
132	教育委員会運営事業	学校教育課	定例会教育委員会の開催、教育委員会活動の点検・評価、委員研修を実施する。	教育委員会の円滑な運営を支援する。	目標程度	定例会委員会を12回開催した。今年度は、関東甲信越静教育委員会連合会総会の中止をはじめ、県、及び郡教育委員研修も中止となり、通常の活動を行えなかったが、教育委員の研修については、毎回の定例会開催時において実施した。	特になし	今年度はコロナ禍のため定例会以外の出席はなかったが、通常は定例会や研修会のほかにも委員が出席する行事などが多いため、委員の負担が大きい。	このまま継続	教育委員会の各施策・事業について点検・評価を行い、見直し改善することで、効果的な教育行政の推進を図る。また、栃木県教育委員会連合会事務局及び関東甲信越静教育委員会連合会事務局を努める。	教育委員会事務局は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に依るところが大きいため、国の動向を見極めながら効率的な事務運営に努める。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
133	学校施設の維持管理	学校教育課	校舎や体育館等の定期的な点検と計画的な改修を行う。また、緊急的なものは随時修繕を実施する。簡易な修繕は学校配置職員が実施し、専門的な修繕や施設整備等の業務については業者に委託する。	学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難場所として使用されることから、安全性や衛生面の確保が重要であり、計画に沿った施設等の修繕等を行う。	目標程度	各学校の修繕要望を取りまとめ、教育環境の向上につながるよう配慮しながら修繕等を行った。主な内容として、校舎の内壁改修工事や校舎屋上の防水改修工事等を実施した。	特になし	施設の老朽化が進んでいるため、今後、維持管理費の増加が見込まれる。	このまま継続	各学校からの要望を踏まえながら、実態を把握した上で緊急性の高いものから順次修繕を行い、教育環境の向上を図る。学校施設等の現状を把握し、今後の施設整備の方針について検討を行い、学校施設の長寿命化計画を遂行する。	学校施設の長寿命化計画に基づき、トータルコストの削減等を考慮しながら、効率的な施設整備を進める。
134	庶務管理係事務	学校教育課	スクールバス管理運行業務を実施する。奨学金事務を行う。表彰に関する事務を行う。	登下校時の児童の安全を確保する。優秀な学生で経済的な理由により修学できない者に資金を貸与し、広く人材育成する。町規程に基づき表彰を行う。	目標程度	R4年度～R6年度のスクールバス運行に伴う検討委員会を実施した。 田野小学校区内3コース、益子小学校区内2コース、七井小学校区内2コースでスクールバスの運行を行った。奨学金の滞納者に対し、手紙や電話、訪問で督促を行った。	特になし	奨学金の貸与者の推移は、全体的に減少傾向となっているため、利用促進のためのPRが必要である。 過年度の滞納者に対し督促を行うが、奨学金が返納されない。	このまま継続	田野小学校区内3コース、益子小学校区内2コース、七井小学校区内2コースでスクールバスの運行を行う。 奨学金利用促進のPRを行うとともに、滞納者への督促を行う。	令和4年度の内容を継続して進める。
135	小中学校運営事業	学校教育課	各小中学校の消耗品や、備品等をはじめとする教育分野の支出を統括する。各小中学校に技手を1名ずつ配置する。	児童生徒の円滑な学校生活を推進する。	目標程度	各学校からの要望をとりまとめうえで予算編成を行い、消耗品及び備品の配備を行った。特にコロナ対策用消耗品及び備品については、できる限りの対応を行った。	特になし	備品の老朽化が目立ち、修繕や新規購入の要望が多いが、全てに応じることが難しい。	改善して継続	各学校のヒアリングを通じて需要の把握に努め、適切な予算執行を行う。	円滑な学校運営ができるよう、各学校のヒアリングを通じて要望を把握し、適切な予算編成を行う。 児童生徒用の机・イスについては、現状を把握しながら引き続き計画的な導入を行う。
136	学力向上支援事業	学校教育課	小3・中1（5月）、小全学年（12月）で学力調査を実施する。外国語推進事業を実施する。英検検定料補助金交付事業を実施する。ICT教育の推進をする。中学生海外派遣事業を実施する。	学力調査を実施することにより、児童生徒の学力や学習の状況等を把握分析し、学習指導における改善をし、学力向上を図る。外国語推進事業や中学生海外派遣事業を通じ、国際的コミュニケーション能力を高める。	目標未達成	益子町学力向上検討委員会を中心に、栃木県教育委員会、芳賀四町教育研究協議会と連携して、学力調査を踏まえ、結果分析をもとに、各学校の学習改善プランの作成を行った。このプランに基づき、教師の授業力向上のための校内研究授業や授業研究会を実施し、児童生徒一人一人の学力向上につながった。また、外国語活動推進委員会を中心に、授業研究会や新型コロナウイルス感染症予防を図った上で授業工夫を実施した。英検については、新型コロナウイルス感染症のため、例年より受験する生徒が少なかった。	特になし	全国・県平均の正答率を上回る成果を上げている学年や教科、領域もある一方、課題のある部分もある。小学校外国語科及び外国語活動の授業数を年間246時間にし、聞くこと、話すこと（発表、やりとり）、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の育成に努めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で英検の受験者数が落ち込み、中学校における英検3級取得率の目標値に達することができなかった。	このまま継続	・英検検定料補助金交付事業 全額補助 ・学力向上について、P D C Aサイクルを複数回実施し、児童生徒一人ひとりに結果をフィードバックすると同時に、指導者自らの指導改善を図る取組を行い、更に学力を向上できるよう益子町学力向上検討委員会を中心に支援していく。また、GIGA事業における1人1台端末を授業の中で効果的に活用し、学力向上が図れるよう学校への支援を行う。	前年度の内容を継続して進める。
137	児童生徒の就学支援事業	学校教育課	要保護・準要保護児童生徒、特別支援学級の在籍児童生徒等の保護者に対し、学用品費等の支援をする。学校に指導助手、非常勤講師を配置する。つばさ教室により児童生徒の学校復帰を目指す。	保護者の経済的な負担の軽減、児童生徒の学習内容の向上、不登校児童生徒に係る学校復帰の支援体制整備等を行い、児童生徒が安心して就学できるようにする。	目標程度	・要・準要保護就学援助においては、学校および民生委員と連携し児童生徒の現状把握を行い、追加申請者も含めて速やかに事務処理を行うことができた。 ・特別支援教育においては、教育支援委員会での判定やその後の教育相談の結果を基に、児童生徒に最も適切な判定を行うことができた。 ・指導助手を16人配置し、児童生徒にきめ細かな指導ができた。	特になし	・新型コロナウイルス感染症の影響等で家計が急変し、追加で就学援助申請を行う世帯に対し、速やかに事務処理を行う。	このまま継続	・生活保護法の改正等の動向を注視し、必要に応じて要保護・準要保護児童生徒就学援助費交付要綱の見直しを行う。 ・指導助手は前年度と同人数配置する。	前年度の内容を継続して進める。
138	学校安全体制整備関連事業	学校教育課	スクールガードリーダーを中心に、スクールガードによる登下校中の立哨や巡回活動によって、児童生徒の安全を確保する。	通行車輛または不審者等から児童生徒を守るために、学校内や登下校時の安全を確保する。	目標程度	スクールガードが年間1人当たり平均205日、登下校中の児童生徒へ見守り活動を行ったため、重大な事故の発生はなかった。スクールガードの人数を増加させるため、各小学校1日入学時に保護者宛に募集案内を配布したり、年度末時期に各自治会宛全戸回覧による【新規スクールガード勧誘チラシ】を配布し周知に努めた。	町民から歩道整備等、危険箇所への要望がある。	スクールガードの高齢化や新規人員確保が課題である。	このまま継続	・通学路の安全安心を高めるため、益子町通学路安全対策推進協議会と連携しながら、学校・警察・道路管理者・スクールガードリーダーが一元となって、危険箇所の把握や合同点検並びに安全対策を進めていく。また新規スクールガードの確保に努める。	通学路における児童生徒の安全対策については、町民・議会から年々ニーズが高まっていることから、危険箇所の把握や地元からの要望をしっかりと受け止め、関係機関へ積極的に伝えている。
139	学校関連調査報告事務事業	学校教育課	各関係機関との調査・報告関係事務。教科書・一般図書等の無償貸与事務。児童生徒の学籍・就学関係事務。学校保健関係事務。	学校関係の調査・研修の実施により教職員の資質の向上を図る。また、転出・転入・新規入学の児童生徒をスムーズに学校へ就学させる。	目標程度	・教科書無償貸与事務については、大きな問題も生じずスムーズに事務を遂行することが出来た。また、業務については増加傾向にあり、特に調査報告関係事務が例年増加しており比重が大きい。一般企業や業者等の任意アンケート等には必要なもののみ処理した。（平成29年度より、学校保健関連事務事業は学校関連調査報告事務事業へ移行。）	学校現場から調査業務が多 く、業務の負担感が大きい という声があがっている。	国や県からの調査業務を削減してもらうことが課題である。	このまま継続	学校教員が回答に要する調査時間に余裕を持たせるため、国や県からの調査依頼は、速やかに学校へ送付し、回答期間を長めに設定する。また、紙媒体ではなくできるだけデータで業務のやりとりを行い、添付書類においても国・県からの通知が重複している場合は、必要文書を取捨選択し送付し簡素化を図る。 一般企業や業者等の任意アンケート等については、次年度においても、業務上必要な場合のみ回答をする。	教員の長時間勤務および多忙化解消に繋がるよう、教員との連携を密にし、調査事務の効率化を図る。
140	心身育成支援事業	学校教育課	学校司書配置事業、文化芸術による子供の育成事業、宿泊体験学習、文化部活動外部指導者、hyper-QU等、多方面の事業により児童生徒の心身を育成する。	心身ともに健康で、動く豊かな心を持った児童生徒を育成する。	目標未達成	・図書館環境の整備、図書の維持管理の充実、授業等での学校図書館・図書の活用、ボランティアや図書係との連携等、多くの成果があった。 ・文化芸術事業について積極的な活用を呼びかけ、希望したすべての事業が実施できた。 ・臨海自然教室は新型コロナウイルス感染症対策のため町内4小学校すべてにおいて中止となった。	特になし	・文化芸術事業については感染症対策を万全にした上で実施できるよう、積極的に働きかけを行う。 ・臨海自然教室については感染症対策と体験活動の両立について引き続き慎重に判断する必要がある。	このまま継続	・学校司書を配置し、学校図書館環境や図書活動等の充実を図る。 ・文化芸術による子供の育成事業や臨海自然教室については、感染リスクを最小限にしながら十分な教育活動を行えるよう、感染症対策を徹底した上での実施を校長会等で呼びかける。	・学校司書を活用し、学校図書館の充実を図る。 ・全年度の内容を継続して進める。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
141	給食センターの維持管理事業	学校教育課	調理及び配送業務は民間委託をしているが、大きな事故等なく円滑に給食の提供をすることができた。また、国・県で実施している調査「学校給食栄養報告」に使用するデータとして残量調査を行っているが、コロナの影響で「学校給食栄養報告」が中止となったため、残量調査も中止した。新型コロナウイルス感染症で学級閉鎖になった小中学校には感染拡大防止のため、配膳の過程を省略できる簡易給食を提供した。	町内小中学校の児童生徒に、安心・安心で栄養バランスのとれた給食を提供する。	目標程度	指定型プロポーザル方式により(株)メフォスに民間委託しているが、大きな事故等なく円滑に給食の提供をすることができた。また、国・県で実施している調査「学校給食栄養報告」に使用するデータとして残量調査を行っているが、コロナの影響で「学校給食栄養報告」が中止となったため、残量調査も中止した。新型コロナウイルス感染症で学級閉鎖になった小中学校には感染拡大防止のため、配膳の過程を省略できる簡易給食を提供した。	地産地消の向上を図り、食育の推進に努める。 安心・安全で栄養バランスのとれた、おいしい給食を提供する。	地産地消率は前年度に比べ上昇したが、生産者が露地栽培の野菜中心のため、時期によってばらつきがある。	改善して継続	地産地消率は、3月から4月に落ち込み、時期によるばらつきがある。JA・県・生産者などと需要と供給について連携をとり、地場農産物の利用拡大を図ってきたい。天候不順による地場産物不足、価格高騰にも適切に対応していきたい。また、異物混入、食中毒等の事故がないよう委託業者である(株)メフォスと緊密に連携し、衛生管理の充実を図る。 食物アレルギーの児童・生徒に代替食を2学期から提供する予定。	給食センターは平成14年に建設され、19年が経過しているため建物や調理機器の修繕等が増えてきている。計画的な修繕や、調理機器等の入れ替えを考えていきたい。
142	図書事業【新未来】	生涯学習課	図書室を19時まで開室し、図書の出借等を行う。また、新図書館建設に向けた委員会、ワークショップを開催する。読書率向上のため、移動図書館車の導入を行う。	図書室を開室し、図書の出借等を行い読書率を上げる。また、新図書館建設に向けた準備(図書館基本計画)を進める。	目標程度	図書システム入れ替えを行い、ホームページの作成、インターネットからの予約ができるようになった。また、令和4年度運行予定の移動図書館車の整備を行った。	図書購入費の増額	図書室の収蔵能力の限界があり、閉架書庫がないことから、資料収集、保存について課題がある。新図書館建設にむけ様々な意見があり集約に苦慮する。	このまま継続	移動図書館車を運行し、図書への関心を深めてもらうとともに読書率の向上を図る。また、図書の充実、図書館建設に向けた準備を行っていく。	令和4年度と同様
143	生涯学習課運営事務	生涯学習課	生涯学習課の事務事業の調整	生涯学習課内全体の事務事業を適切に設定する。	目標程度	4係間、連携をとりながら、予定どおり実施した。	特になし	本課はイベントが多いことから、振替休日の消化がままならない状況が続いている、事務事業全体の合理化など、見直しの実施が課題。	このまま継続	係間の連携をより密し、働き方改革の要旨を踏まえ進める必要がある。	令和3年度同様に実施していく。
144	生涯学習推進事業	生涯学習課	生涯学習推進協議会を設置し、生涯学習に関する施策について、委員からの意見を求めるとともに総合的に整備、充実する方策を研究協議する。また、報酬の支払いや研修の計画・同行を行う。	生涯学習推進協議会委員を通じて広く町民の意見を聴き、生涯学習に関する施策に反映させる。	目標未達成	町民のつどいは、花フェスタ、みんなのつどいと同時開催した。新型コロナウイルス感染症の影響で目標人数には達しなかったが2年ぶりに開催することができた。また、生涯学習推進協議会は、視察研修中止になった。	なし	生涯学習の推進について推進組織の企画や総合的な企画運営を行うため、生涯学習関係団体の実践者等から選出される委員により町内の情報交換を行うと共に、他市町の事例を研究し協議を行う。	このまま継続	会議時に活発な意見交換を行うため、先進地視察を引き続き実施していく。	令和4年度同様に実施していく。
145	公民館事業	生涯学習課	青少年教育全般 図書業務 主催事業 交流体験の翼 学社連携 二十歳のつどい PTA 育成会 いきいきトライヤースクール、遊びの達人	町民が社会教育を通じて、その成果を活かし地域づくりにつながる状態にする。	目標未達成	新型コロナウイルス感染症の影響でほぼ事業ができなかった。	地域課題解決に取り組む公民館事業が求められている。図書館建設の要望あり。	自分が入っている町に関心・愛着・誇りを持たせるような社会教育が必要。	このまま継続	今後は青年教育、とりわけ高校生～20代を対象に社会教育を進める。	令和4年度同様に実施していく。
146	改善センター管理運営事業	生涯学習課	施設の維持管理業務、センター貸し付け業務、地域住民の利便性を図るための各課関連受付業務を行う。	地域住民に対して学んだり交流を深めたりする場所として有効に使用してもらえ施設となる	目標以上	夜間や祝祭日の施設管理を委託していることで、利用者の利便性を図っている。利用者は、前年より大幅に増えた。	特になし	今後も利用者が利用しやすい施設にしていくとともに、利用者増を図るため、限りある予算を適切に活用し施設の維持管理をしていく必要がある。	このまま継続	施設の維持管理技術の習得や、他施設の情報収集につとめ、住民にとってより利用しやすい施設となるようにしていく。	令和4年度同様に実施していく。
147	あぐり館管理運営事業	生涯学習課	施設の維持管理業務、あぐり館使用のため貸し付け業務、地域住民の利便性を図るための各課関連受付業務を行う。	地域住民に対して学んだり交流を深めたりする場所として有効に利用してもらえ施設となる	目標未達成	夜間や祝祭日の施設管理を委託していることで、利用者の利便性を図っている。利用者は、前年より増加したが、新型コロナウイルス感染症の影響で以前より利用者が減っている。	特になし	今後も利用者が利用しやすい施設にしていくとともに、利用者増を図るため、限りある予算を適切に活用し施設の維持管理をしていく必要がある。	このまま継続	施設の維持管理技術の習得や、他施設の情報収集につとめ、住民にとってより利用しやすい施設となるようにしていく。	令和4年度同様に実施していく。
148	公民館バス運行事業	生涯学習課	バス利用にあたり、利用者が適当であるか、運行行程に無理はないかを審査し、適切であれば運行を行う。また、安全走行のため、定期点検や適切な修繕を行う。	住民がバスを利用した研修を行うことにより見識を深めるとともに、研修で得た知識を社会活動に活用してもらう。	目標未達成	新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減っている。利用者のニーズに全て応えたと安全管理面に配慮した。バスを購入し20年以上が経過し故障が目立つようになった。	公民館に直営のバスがあることに、住民の方は満足している。	利用者のニーズに全て応えたと安全管理面で無理な行程になるので、利用者への説明を行わなければならない。バスを購入し20年以上が経過し故障が目立つようになってきている。	このまま継続	無理のない運行と安全な運行を行う。	バスを購入し20年以上が経過し故障が目立つようになってきているので購入の検討が必要である。
149	ましこ花のまちづくり事業【新未来】	生涯学習課	花の町づくりを実施するため、「花畑イベント」・「施設・団体」・「フラワーボランティア」の3本柱を中心に、町全域に花いっぱい運動を展開し、花で包まれた美しい町を目指す。	大規模花祭りの実施により、地域コミュニティが醸成され、まちづくりの気運が高まるようにする。	目標未達成	3大花祭りは新型コロナウイルス感染症の影響で、播種は行ったがイベント等は中止となったが、ひまわり、コスモスは2年ぶりに播種を行い、予想以上の来場者いた。	毎年、来場者に満足していただいている。	混雑時、悪天候時の駐車場の確保が課題。	このまま継続	大規模花畑(菜の花・桜祭り・ひまわり祭り・コスモス祭り)イベントを実施するとともに、町内の各種団体に働きかけ、花をいかしたいまちづくりを推進する。また、ひまわりを通して連携した野木町、上三川町とともにイベントをPRしていく。小宅古墳群の桜・菜の花についても、備品や人的支援をしていく。地方創生事業を活用し、各地区が自走できるよう支援していく。	令和4年度同様な取り組みを行う。
150	町民(未来)大学運営事業【新未来】	生涯学習課	まちづくりに関し、大きく基礎・知識・実践の3つの領域で、全22講座を実施。17単位以上で卒業。まちづくりに取り組む実践者の育成。	学生が翌年度から、地域課題に対し、まちづくり活動を実践する状態を目的とする。	目標以上	令和2年度で町民大学が終了。令和3年度より、後継事業の「ましこ未来大学」を開講。高校生を対象に益子芳星高校で行った。5つのグループがアクションプランを作成し想像以上の成果をあげた。	受講した高校生の評価は良かった。	益子芳星高校以外の高校を対象にした講座が必要	改善して継続	引き続き、これからの未来を担う高校生を対象に事業を行う。	引き続き補助金を活用し高校生を対象に開催する。
151	地域活動支援事業【新未来】	生涯学習課	花いっぱい推進事業(補助率3/4 上限10万) 花いっぱい運動コンクール 最優秀賞1団体 優秀賞2団体 奨励賞3団体 アイデア賞3団体	自治会単位での花の植栽により、コミュニティ活動を活性化させる。	目標未達成	花いっぱい運動コンクールは、2年ぶりの開催となったが、新型コロナウイルス感染症の影響で参加団体は減った。	特になし	新規団体を増やしていくことが課題である。	他事業と統合	花のまちづくり事業の予算に組み入れ事業を行う。	令和4年度と同様

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
152	文化財保護事業	生涯学習課	文化財保護審議会の招集、議事の取りまとめ等を行う。審議会に必要な資料等を収集する。開発業者に対し埋蔵文化財包蔵地の照会を行い必要に応じて届出の指導、現地確認・指導を行う。	文化財保護審議会の運営を支援し、委員の文化財の保存や活用に関する見識を深められるようにする。開発業者に対し埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、埋蔵文化財の保護・保存を行う。	目標程度	町文化財保護審議会を開催し、皇宮神社本殿の町指定文化財への指定を教育委員会に答申することができた。また、土地の開発業者に対し埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、必要に応じ届出の指導、現地確認・指導を行った。さらに、長年にわたり要望の強かった詳細遺跡分布地図を整備するにあたり、計画的に調査を行った。	詳細遺跡分布地図の整備要望あり。	詳細遺跡分布地図を整備することが課題である。	このまま継続	文化財審議会委員に年2回の文化財審議会の出席や宿泊研修、文化財防火訓練に積極的な参加を促す。埋蔵文化財関係については、遺跡分布地図の整備について調査員と共に早い段階で調査を終了し、地図を作成する。また、現在整理整頓ができていない遺物の整理及び管理についても実行に移していく。	継続して実施。
153	町民会館管理事業	生涯学習課	施設の安全維持のため、各種専門業者に管理や点検などを委託し、点検等で異常があった場合には速やかに修理・修繕を行う。利用者が快適に利用できるような会館の環境を整える。	町民会館を利用する人が、安全で効率的に利用できるようにする。	目標程度	事故発生がなく、利用者の安全確保ができた。新型コロナウイルス予防接種のため、早急に空調設備（吸気式冷水機）改修工事をしたほか、非常用自家発電設備メンテナンス工事等を実施した。舞台業務については、業者委託することにより、安定したサービスの提供を行うことができた。	町民会館舞台モニター設置工事の要望あり。	施設が築30年となり、経年劣化により老朽化しているため現在は優先順位をつけて更新を実施している。	このまま継続	引き続き、各種専門業者に施設の管理や点検などを委託し、点検等で異常があった場合には速やかに修理・修繕を行い、安定したサービスと維持管理に努める。	経年劣化による老朽化が著しいため、優先順位を決めて計画的に改修を行いたい。
154	町民会館運営事業	生涯学習課	アマチュアバンドコンサートや町音楽祭の実施。町民会館の貸館事業及び受付事務を円滑に行う。	住民一人ひとりに、優れた芸術にふれる機会、発表する機会を提供する。円滑に施設の申込や使用ができるようにする。	目標未達成	町音楽祭については前年度と同様に子どもと大人の部を併せて開催した。新型コロナウイルスの影響もあり、出演者（団体）は5（個人2名、3団体）となったが、出演者・来客者ともに満足していただける内容になっていたと思われる。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、アマチュアバンドコンサートや若手音楽家支援コンサートは中止となっており、目標としていた成果が達成できなかったが、コロナワクチン予防接種等のため、利用者は大幅に増加した。町民会館利用受付に関してはトラブルもなく要望に応じられた。	特になし。	自主事業について、広く町民に周知し集客数を多くすることが課題。	このまま継続	町民の方が気軽に参加できるコンサートを中心に実施。音楽祭を盛り上げるためゲスト出演していただける団体等を選考する。会館の貸館受付については、円滑に行えるようシステム化を図っていく。	現状維持で継続。
155	文化振興事業	生涯学習課	加入団体の連絡・交流、文化・芸術の振興のための成果の発表の支援。年2回の会員研修や他市町文化協会との交流会を行う。町文化祭や芳賀地方芸術祭の実施。	文化協会会員が、連携・協調し、文化水準の向上を目指し、安定的な活動ができる。町民が文化祭等を通じ、活動発表や芸術作品に触れることにより充実した文化活動ができる。	目標未達成	新型コロナウイルスの影響で文化協会の総会、舞台部門等の会議や文化祭（舞台部門）、会員研修等が中止となってしまった。芳賀地方芸術祭は文芸部門のみ審査表彰することはできたが、ギャラリー部門や演劇部門、民舞吟部門は中止となってしまった。	町の文化祭ギャラリー部門と芳賀地方芸術祭のギャラリー部門の日程を同日にしたいとの要望あり。	新型コロナウイルスの状況を鑑み、今後イベント等の開催の有無や時期について決定する必要がある。また、会員の高齢化及び舞台部門発表時の観客増加に向けた工夫が必要。	このまま継続	文化協会加入の団体または会員が連携・協調し、文化水準の向上を目指して安定的な活動が出来るよう支援する。	現状維持で継続。
156	益子町スポーツ協会支援事業	生涯学習課	運営経費を補助するとともに、企画運営を行う。町駅伝競走大会及び郡市民体育祭や県民スポーツ大会の選手派遣、各種主催大会の開催及び傘下団体主催事業の事務的な人的支援による運営	町スポーツ協会の活動を支援することにより、住民がスポーツをする機会を提供し、健康維持・体力増進を図るとともに、スポーツ人口の拡大や競技力の向上を目的とする。	目標未達成	少子高齢化時代、スポーツ離れが加速するなかでスポーツの楽しさや素晴らしさなど、興味を持ってもらうために場所の確保や環境、いろいろなスポーツの情報提供が必要と思われる。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種大会が中止となった。唯一、町民デーは開催でき多くの方が参加してくれた。	新型コロナウイルス関連により、多くの行事が中止になる中、町民デーに参加することができて嬉しかった。	町民のニーズや期待に適切にこたえ、町民一人一人がスポーツ活動に継続的に実践できるような、また、競技力向上や健康増進につながるようなスポーツ環境を整備することが義務と考えられる。また、新型コロナウイルス予防について、どのように対策をしながら大会等を開催するか検討する必要がある。	このまま継続	町スポーツ協会の支援としては、参加者のニーズに合わせた大会運営や開催に向け支援が必要な団体には、自主運営に向けた人的支援や情報提供を行う。新型コロナウイルス感染予防対策をどのように実施して大会等を開催するか検討を進める。	スポーツのきっかけ作りは大切であるが、少子高齢化のなかで、変化する住民ニーズを適切に把握し、地域住民自らが主体的に取り組むスポーツ活動へ移行できるよう支援の方策を検討する。
157	スポーツ振興係事務	生涯学習課	スポーツ推進委員の活動を行う。町内の小中高等学校等の施設使用について、受付、調整を行う。	住民がスポーツやレクリエーションをする機会を増やすことにより、健康を維持し、体力増進ができるようにする。	目標未達成	スポーツ推進委員事業では、ニュースポーツの出前講座の要請を受け、2回講座を開催した。関東スポーツ推進委員協議会からの表彰を1名受賞することができた。学校施設開放事業では、新型コロナウイルス関係で各学校と検討して感染対策を徹底した。また体育施設の休館や再開に伴う連絡調整を利用団体へ電子メールを活用し迅速に対応した。	特になし。	今回の新型コロナウイルス関係で、急遽、施設が使えなくなったり、再開する際の連絡手段が電話あるいは通知であるため、不便さを感じた。全ての利用団体へ一斉に連絡ができる手段について、今回、一斉電子メールにて対応を始めた。さらに、効率よく連絡体制、施設使用再開中止ができる方策を検討したい。	このまま継続	ましこチャレンジクラブと連携を図り、より幅広いスポーツ普及活動が出来るよう取り組みを進める。スポーツ推進委員事業ではニュースポーツの実技講習会、研修会に参加し誰もが指導できるようスキルアップを図っていく。学校施設開放事業では、利用団体、管理人共に円滑な連絡調整を図っていく。また、利用者へ使用方法について再確認してもらう。学校利用実情に基づいて、規程等の見直しをする。	ましこチャレンジクラブとより連携を深め、幅広いスポーツ普及活動を行っていく。スポーツ推進委員活動について、スキルアップできるよう研修会や地域行事に、より多く参加する。学校施設開放事業では、利用団体、管理人共に円滑な連絡調整を図っていく。
158	スポーツ教室運営事業	生涯学習課	トップアスリートを招いて、小中学生及び指導者を対象にしたスポーツ教室、及び講演会等の企画運営を行う。	運動をする子どもたちが少ないなか、いかにしてスポーツに接するきっかけづくりの場を提供していくか、また、将来、町から日本を代表する選手を輩出するためにトップアスリートを招いて経験や技術を学び、そしてスポーツを通じ将来の夢や目標をしっかりと持てるよう手助けをする。	目標未達成	少年スポーツ教室の全ての種目、スキー・スノーボード教室は新型コロナウイルス関連で中止となった。トライランスクールは約50名の小学生から申込があり開催することができた。トレーニングルーム室利用者講習会は、新型コロナウイルスの状況を注視しながら開催することができた。その際、講習会の参加人数の制限及び時間短縮で対応した。	特になし	スポーツに接する子どもたちが少なく、参加者は減少傾向である。そのような中、新型コロナウイルス関連で、多くのスポーツ行事が中止となってしまった。スポーツをしない、出来ない生活に慣れてしまし、今後のスポーツ行事を再開する際に、いかに参加を促すかが課題である。	このまま継続	新型コロナウイルス感染状況を注視しつつ、安全に開催できるよう対策を検討する。スポーツ教室の講師については、より効果の上がる講師の選定に努める。少年スポーツ教室の開催時期や教室種目の検討をする。子供たちに夢を与えられるような講師の選定。指導者対象の実技講習については、引き続き少年スポーツ教室と合わせて実施する。	少年スポーツ教室事業は、子供たちにスポーツの興味を持たせ、将来への夢・目標を持ってもらい、またそれをバックアップする体制を構築するために必要な事業であるため、継続的に実施していく。少年スポーツ教室の中で指導者育成の要素も取り入れて実施する。

令和3年度 当該年度事務事業評価一覧（評価シートから抜粋）

NO	事務事業名	課	事業概要	成果目的(誰をどのような状態にしたいのか)	目標達成状況	R3年度事業の実施結果、改善内容等の説明	町民、議会、その他からの指摘事項・ニーズ	問題・課題	事業の方向性	取組み方針(改善方針)	4年度以降の方向
159	体育施設維持管理業務	生涯学習課	体育館・武道館・町民センター、南運動公園、北公園そして北運動場等の施設の貸し出し、予約受付、使用料の收受、施設の整備、維持管理を行う。	住民が町民センター・総合体育館、南運動公園、北公園そして北運動場を利用し、スポーツをすることによって、健康を維持し、体力を増進できるようにする。	目標未達成	各体育施設の貸し出しと適正な維持管理を行った。新型コロナ関係で、体育施設利用制限を感染状況に合わせて実施した。また利用者の感染予防策として、消毒や換気、体調管理等を実施できる環境を整えた。公園の芝管理、及び遊具の点検と修繕により、サービス水準が向上した。施設LED化について、関係部署や業者と打合せをした。総合体育館の雨漏れについて修繕により対応を進めた。	体育館内の暑さ対策について、検討して欲しいと要望がある。	町民センターグラウンドが傷んでおり、土を入れ替え、大型機械による整地作業が必要となっている。プールも老朽化が進んでいる。総合体育館は荒天の際、雨漏りがひどいので、引き続き修繕をしていく。施設老朽化により、設備機械等の修繕や改修、水道管敷設替等を検討していかなければならない。	このまま継続	利用者が快適に施設を使用するように、不具合箇所は早めに対応する。総合体育館、町民センターグラウンド施設照明のLED化について運用を進める。総合体育館にWi-Fi環境を構築することで、利用者のサービス向上を図る。	施設の維持管理に努め、早めの修繕等を行って行く。また、利用については関係団体と調整を図っていく。水銀灯の廃止に備えて、公園施設照明についてLED化の運用を計画的に進める。
160	芳賀郡市スポーツ協会運営事業	生涯学習課	郡民体育祭、地区スポレク祭の運営、及び参加者の取りまとめ、郡市駅伝選手強化練習の実施。郡市社会体育事務担当者会議の開催。	芳賀郡市内のスポーツの交流と競技力向上、及びスポーツ人口の底辺拡大、及びレクリエーションスポーツの普及を図る。	目標未達成	郡民体育祭・芳賀地区スポレク祭が新型コロナ関連で中止となった。中止に至るまでの、状況把握や対策について検討した。郡市駅伝大会は大会直前まで練習会等を行い準備を進めてきたが、大会当日間際で中止決定となった。社会担当者会議では総合型が「フタ」について講師を招き研修を行った。郡市スポーツ協会の名称変更等、協会会則改正を行った。	特になし	以前から、郡民体育祭・芳賀地区スポレク祭は参加チーム、人数の減少、また県民スポーツ大会の予選となっていないため参加者のモチベーションが低下している。郡市駅伝においても、選手の確保が非常に難しくなっている。また、監督・コーチ・事務局の負担が大きくなり、それらの人材確保にも影響が出てきている。そのような状況下で、今年度は新型コロナ関連で予定していた全ての大会等が中止となった。2年連続での中止となり、今後さらに、参加者のモチベーションや人材確保に大きな影響が出てくると思われる。	このまま継続	新型コロナ感染状況を注視しながら、大会等の開催や対応策について検討をする。芳賀郡民体育祭は9月開催予定。あわせてスポレク祭も同時開催する。芳賀地区スポレク祭では、参加者が増えるよう実施種目の選定をしていく。郡市駅伝競走大会では、選手募集に関して企業や高校・大学へのアプローチを広報誌等を活用して広く積極的に行う。予算が厳しい状況のため、節減を図れるよう工夫をしていく。	芳賀郡市のスポーツの交流と競技力の向上、スポーツ人口の底辺拡大のため、今後も継続して事業を進めていく。
161	スポーツ少年団支援事業	生涯学習課	県登録、指導者講習会、町及び郡大会の運営、補助金や手当の交付を行う。	小学生等のスポーツ環境を整え団員及び指導員の増加を目指し、体力・競技力の向上を図る。	目標未達成	新型コロナウィルスの流行により、ほとんどの大会が中止となった。開催できたのは野球の1大会のみであった。また、県で開催する講習会では、コロナ禍による人数制限や開催中止により、受講できない指導者がいるため、県事務局と協議のうえ町事務局で申込みを取りまとめをした。町広報誌を活用し、団員募集を2回行った。各団へ電子メールを活用しコロナ関連等の情報を発信した。	県で開催される指導者講習会を受講できなかった。受講できないと資格者不在となってしまい、大会参加の可否や追加講習について問合せがあった。	指導者講習会により得られるスタートコーチの資格は大会参加に必須の指導者資格であるが、受講できない指導者が多くいるため、今後の大会参加および講習会受講に支障が出ないように対応する必要がある。また、新入団員を増やすため、より積極的な案内が必要となっている。	このまま継続	各団の現状を把握して、適宜、問題点や課題についてアドバイスをし、講習会などの案内や申込みの取りまとめ等を行う。今後の日本スポーツ少年団の経緯（対応など）を把握し、各団に伝達する。広報誌等を活用し、団員募集の回数を増やす。	スタートコーチ資格者不足のため大会に出場できないことがないように、講習会の案内・取りまとめを行った。また、広報誌以外での団員募集について募集方法を検討し、団の活性化に努めていく。
162	国体支援事業	生涯学習課	実行委員会等組織の編成、会場設備の改修の推進、国体PR活動の推進	2022年に開催されるとき国体の開催に向け、施設の整備推進、開催の機運の醸成等を図る。	目標程度	競技会場整備については、南運動公園芝張替え工事、国体会場周辺防犯カメラ設置工事、競技運営における備品の購入を行った。また、実施を予定していたリハーサル大会については、両競技ともコロナ感染拡大に伴い中止となった。年間を通してコロナによる制限はあったが、効果的な会議の開催やPR活動、情報収集、共催市町及び競技団体との調整等、本大会開催に向けて準備を進めることができた。	特になし。	令和3年度に開催を予定していたリハーサル大会が中止となり、本大会に向けての運営等を確認できる機会を失ってしまった。両競技とも複数市町の共催競技となるため、市町及び競技団体との細かい調整や連携が重要となる。また、新型コロナウィルスの感染状況によっては、感染症対策や実施の判断など、状況に応じた対応策が必要となる。	このまま継続	10月の本大会開催及び成功に向けての準備を進める。また、大会開催の機運を高めるため、広報啓発活動を積極的に行う。デモスポ（ウォーキング）及び本大会の開催、会議等の開催（実行委員会関連会議、庁内会議等）、共催市町及び競技団体との連絡調整、本大会開催に向けた競技会場整備（競技会場のメンテナンス、競技用具整備）、広報啓発活動の推進（炬火イベント、啓発用品作成、花いっぱい運動等）	令和4年10月に本大会を実施。その後、年度内に事業概要説明会、解散総会を行い事業完了。
163	文化財活用事業【新未来】	生涯学習課	歴史文化基本構想の推進を図るため、歴史講座等の実施。文化財の保存推進のため国・県・町の補助金等の活用。まじこ検定の開催や世間遺産の活用、かましまし日本遺産活性化協議会の運用。	町内文化財の保存や活用、普及啓発を行い、町民をはじめ多くの方に、文化財についての見識や重要性を知ってもらう。	目標程度	日本遺産事業を推進するため文化庁の補助金を有効活用し、地域活性化につなげることができた。また、初めての試みとなる「かましまし文化財公開」も盛況のうちに終えることができた。世間遺産の活用については、マップの作成やパネル展示を行うことができた。さらに、広報まじこでは日本遺産の紹介を10回掲載することができた。文化財の保存については、綱神社及び地蔵院の防災設備の修繕をすることができた。	日本遺産関連補助金を活用し、地域活性化につながるよう努めてほしいとの要望や文化財修理に関しては国や県補助金の確保に努めてほしいとの要望あり。	かましまし日本遺産活性化協議会やその下部組織にあたる2つのワーキンググループ（文化振興グループ・観光振興グループ）の意見を踏まえ、地域活性化に取り組んでいく必要がある。また、歴史文化基本構想推進委員会を開催し、現状と町民ニーズを捉えながら停滞することなく事業を進めていくことや文化財所有者と連携を密にし、計画的な文化財の改修ができるようにすることが必要と感じている。	このまま継続	空開と連携して文化庁の補助金を活用しつつ、日本遺産の普及・啓発を図るほか、環境整備を行い、地域全体の魅力向上につなげていく。また、まじこ検定や世間遺産活用については実行委員会の委員の皆さんの意見を基に事業を進めていく。文化財の修理に関しては、綱神社太々神楽保存修理（衣装の更新等）を実施する予定。	継続して実施。